

平成 30 年度 第 6 回三和区地域協議会次第

日時：平成 30 年 11 月 29 日（木）
午後 6 時 30 分から
場所：三和コミュニティプラザ
2 階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

○平成 30 年度冬期道路交通確保除雪計画について

4 議 題

（1）自主的審議事項について

（2）三和中学校との意見交換会について

（3）平成 31 年度地域活動支援事業の採択方針について

（4）その他

5 その他

6 閉 会

平成30年度
冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
	(1) 車道除雪	2
	(2) 歩道除雪	6
	(3) 狹隘道路（日中）除雪	8
4	消融雪施設	9
5	雪捨て場	10
6	市民への情報提供と協力依頼	10
7	関係機関との連携	11
8	適切な管理による効率的な除雪の実施	11
9	共助による地域除雪の支援	12

1 除雪基本方針

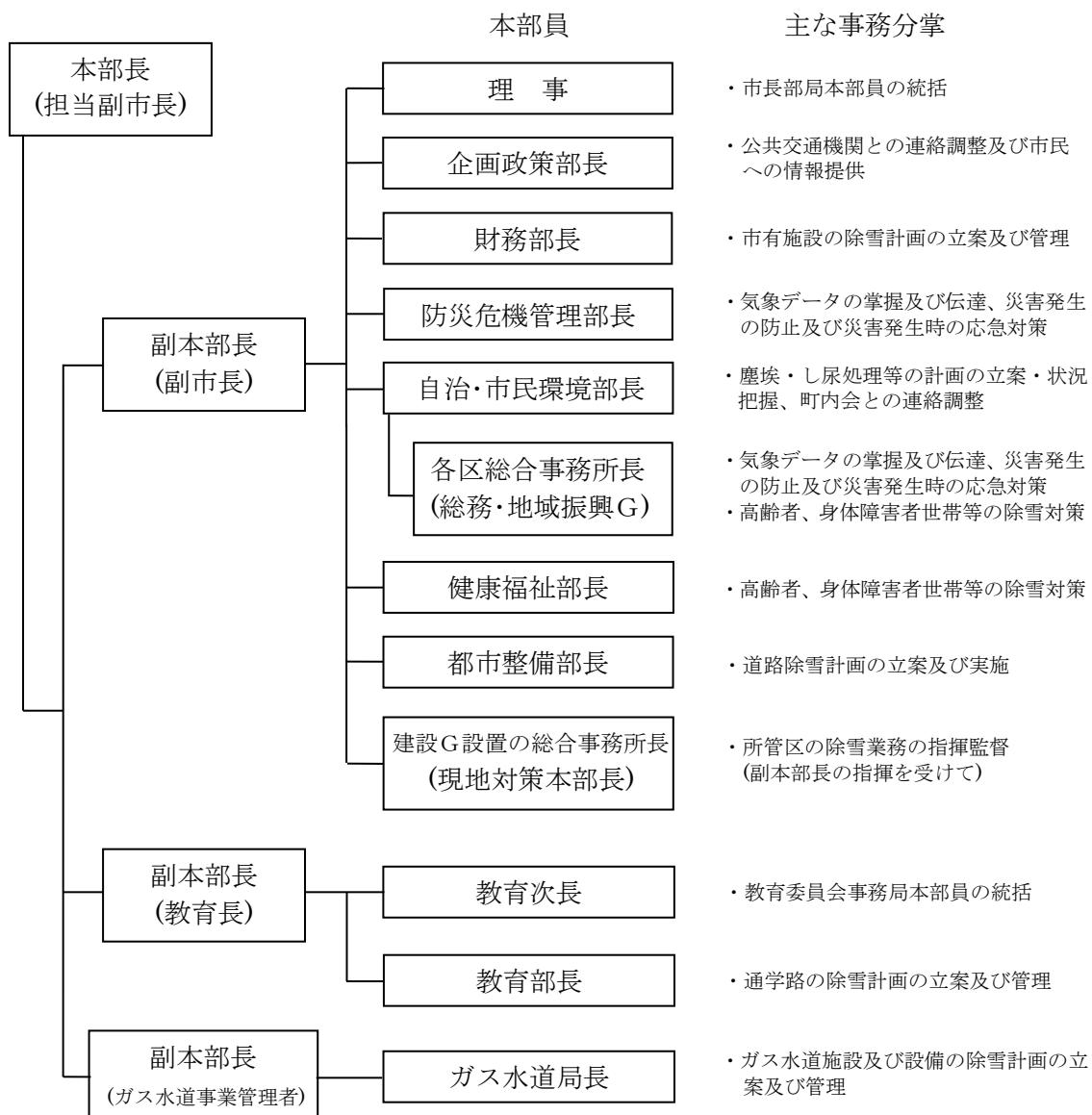
当市は、県内でも降雪、積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」では市内全域が豪雪地帯に、さらにはほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

豪雪地域での冬期積雪期における道路交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策であることから、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的・効果的な除雪作業を実施します。

2 体制

12月1日から翌年3月31日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。



3 除雪実施計画

(1) 車道除雪

① 車道除雪について

今年度の上越市除雪計画の車道除雪延長は、約 1,759km になります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

② 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路のほか、一定の交通量がある地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な路線を除雪します。

③ 除雪延長

平成 30 年度の車道除雪延長は次のとおりです。

車道除雪延長

(単位 : km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	120.68	146.08	413.66	99.19	779.61	960.79	81.1%
安塚区	0.75	6.46	43.86	20.61	71.68	191.84	37.4%
浦川原区	0.00	13.52	52.19	7.39	73.10	132.91	55.0%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.67	29.21	27.58	71.46	134.43	53.2%
柿崎区	8.82	43.94	29.56	44.53	126.85	175.51	72.3%
大潟区	1.63	25.09	39.99	14.38	81.09	149.98	54.1%
頸城区	7.44	47.31	47.86	3.78	106.39	177.24	60.0%
吉川区	0.77	24.95	37.07	23.04	85.83	149.59	57.4%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.73	65.09	4.10	95.92	199.65	48.0%
清里区	2.99	18.18	19.44	9.04	49.65	153.65	32.3%
三和区	1.87	27.22	30.80	40.61	100.50	129.11	77.8%
名立区	0.00	20.12	11.10	8.76	39.98	81.91	48.8%
合計	144.95	447.29	851.00	315.63	1,758.87	2,825.63	62.2%

④ 除雪路線区分

道路除雪は、市域の骨格をなす幹線道路や地域内幹線道路、地区内の生活道路に区分し、道路交通の確保を図ります。

特に、特1種路線のうち救急指定病院・消防署などの周辺道路、市民生活や経済活動に重要な路線については、重点路線として終日通行を確保します。

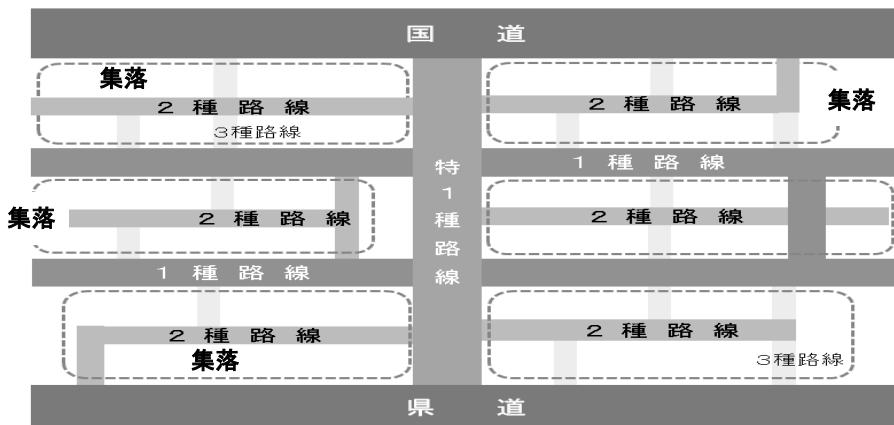
車道除雪路線区分表

区分		路 線	除雪目標
特 1 種 路 線	重点 路線	救急指定病院や消防署の周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線並びに市民生活や経済活動に特に重要な路線	常時の交通確保路線として、通常降雪時、異常降雪時ともに必要な幅員を確保し、終日通行を確保する。
	幹線 路線	国道、県道と一体となり、都市の骨格をなす幹線道路並びに地域内の主要道路として機能する路線	異常降雪時は夜間に支障が出る場合があるが、必要な幅員を確保し、終日通行の確保を基本とする。
1種路線		国道、県道、特1種路線などの幹線道路に接続する地区内の重要路線	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2種路線		国道、県道、特1種、1種路線に接続する地区内道路で主に、地区内住民が利用する幹線道路	状況により一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保と待避所の設置を原則とする。
3種路線		国道、県道、特1種、1種、2種路線に接続する地区内道路で、主に地区内住民が利用する生活道路	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保を原則とする。

※ 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします。

※ 異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします。

除雪路線イメージ図



⑤ 除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、出動判断時間での積雪深により実施の判断をします。しかし、当該路線の日中混雑度や今後の気象予報、従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。また、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの完了を目指しますが、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅れることがあります。

除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪	
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00	
出動判断時間		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00	
特 種 路 線 1	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	
1種路線		10cm 以上	10cm 以上かつ 12:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	10cm 以上かつ 17:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	15cm 以上かつ 24:00 までに、 20cm 以上見込ま れる場合	
2種路線			早朝除雪を行わ なかつた場合 で、15cm 以上	15cm 以上見込ま れる場合	24:00 までに、 25cm 以上見込ま れる場合	
3種路線						

※ 上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着にあわせ判断を行います。

【降雪の状況による出動パターン】

- ◆2時、4時共に10cmに達していない場合
全ての路線で除雪は行わない。
- ◆2時時点では10cmに達していないが、4時時点では達した場合 7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う。
- ◆一日中降り続いている場合
上位路線は基準に従い除雪を行うが、2、3種路線は可能な限り午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する。



【3月の出動パターン】

- 2時に積雪が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり、今後も降雪の気象予報がない場合は早朝除雪を行わない。

⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況により著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、圧雪ができやすい路線を中心に凍結防止剤を散布し、交通事故の防止に努めます。

⑨ 地吹雪時の対応

事前に、市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に注意看板を設置しています。また、地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページで周知するとともに報道機関に情報の提供を行います。

地吹雪発生時には、道路パトロールと除雪業者からの情報のほか、関係機関からの情報連絡をもとに吹き溜りの除去や状況に応じた通行止めを行い、通行の安全確保を図ります。

(2) 歩道除雪

① 歩道除雪について

今年度の上越市除雪計画の歩道除雪延長は、約 150 km になります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設のなどで歩行者の多い歩道及び児童が多く通る通学路を中心に、小型ロータリ除雪車により行います。また、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行者の空間確保に努めます。

なお、異常降雪時には、車道を確保するため一時的に歩道を雪置き場とする場合がありますが、その際は、車道を可能な限り拡幅除雪することにより歩行者の空間確保に努めます。

② 除雪路線

通勤や通学など多くの市民が利用する歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員 2m以上）を除雪します。



③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、積雪が 10 cmから 15 cmに達したときに除雪を行います。

ただし、通行量や歩道形態等により、これによりがたい場合は個別に対応します。

④ 除雪目標

異常降雪時で通行不能になる場合を除き、歩行できる空間の確保を目指します。

⑤ 除雪延長

平成 30 年度の歩道の除雪延長は次のとおりです。

歩道除雪延長						(単位 : km)
地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率	
合併前上越市	99.91	6.00	105.91	186.88	56.7%	
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.82	23.1%	
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.82	43.6%	
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%	
牧区	0.05	0.00	0.05	1.14	4.4%	
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%	
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%	
頸城区	9.01	0.00	9.01	27.82	32.4%	
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.29	58.4%	
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.58	27.4%	
板倉区	6.02	0.00	6.02	7.24	83.1%	
清里区	5.73	0.00	5.73	8.23	69.6%	
三和区	8.24	0.00	8.24	13.03	63.2%	
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%	
合計	140.96	9.33	150.29	289.50	51.9%	

⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※幅員が狭い歩道は、車道の拡幅除雪により歩行者の空間確保に努めます。

(3) 狹隘道路（日中）除雪

① 狹隘道路（日中）除雪について

道路の幅員が狭く通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車道1車線を確保できない、いわゆる狭隘道路は小型ロータリ除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんとの協力のもと一定の条件が整った場合に、通常除雪終了後の日中に除雪を行います。

② 除雪路線

原則小型ロータリ除雪車が入る幅員を有している市道であることが条件であり、雪置き場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

③ 除雪出動判断基準

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて対応します。

④ 除雪目標

状況によって、一時通行不能になる場合を除き、道路幅員に応じ1車線の確保を目指します。

⑤ 除雪延長 (単位 : km)

地区名	延長
合併前上越市	16.83
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	0.90
中郷区	0.10
板倉区	2.18
清里区	3.37
三和区	0.90
合計	24.59

⑥ 排雪作業

狭隘道路では、ダンプトラックが入らず排雪作業が困難になることが想定されるため、地域の皆さんとの協力により道路沿線や袋小路に雪置き場を確保してもらうことが必要になります。

4 消融雪施設

当市の除雪は、機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年12月から稼働できるよう点検・整備を行い、効率的な利用を図ります。

なお、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内では、寒気の影響で降雪が増え、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合に、新潟県は注意報や警報を発令します。このような状況になると、地下水利用者である市に地下水の節水や削減対策の実施が要請され、消雪パイプの運転ができなくなることがあります。

(1) 消雪パイプ

① 延長

平成30年度の市道の消雪パイプ延長は、約73kmです。

消雪パイプ延長 (単位: km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
24.67	1.63	1.47	0.52	22.12	12.01	8.97	1.69	73.08

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

(2) 流雪溝

① 延長

平成30年度の市道の流雪溝延長は、約17kmです。

流雪溝延長 (単位: km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行つてもらうため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5 雪捨て場

降雪状況に応じて、道路管理者及び市民の皆さんのが排雪に利用できる雪捨て場を複数か所に開設します。

雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪後の水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに設置します。

開設する際は市のホームページなどで随時、周知します。

6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪は市民の皆さんからの協力が不可欠です。随時、市から必要な情報提供を行いますので除雪作業に対するご理解とご協力を願いします。

(1) 道路除雪に対する情報提供

- ・除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に除雪会議を実施します。
- ・広報上越に除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- ・市のホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ・地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市のホームページなどで周知します。

(2) 道路除雪に対する協力依頼

○車両の適切な駐車

除雪作業に支障がありますので路上駐車はしないでください。

○樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や消雪用ホースが道路に出ていると、除雪車に接触し除雪ができないことがあります。適切に管理してください。

○作業中の除雪車に近寄らない

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近寄らないでください。

○敷地内から道路への雪出し禁止

敷地内から道路へ雪を出した場合、通行が妨げられ事故のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根雪等の処理のため一時的に道路に雪を置く場合は、事前に市に連絡を入れると共に、早急に撤去をお願いします。

○急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

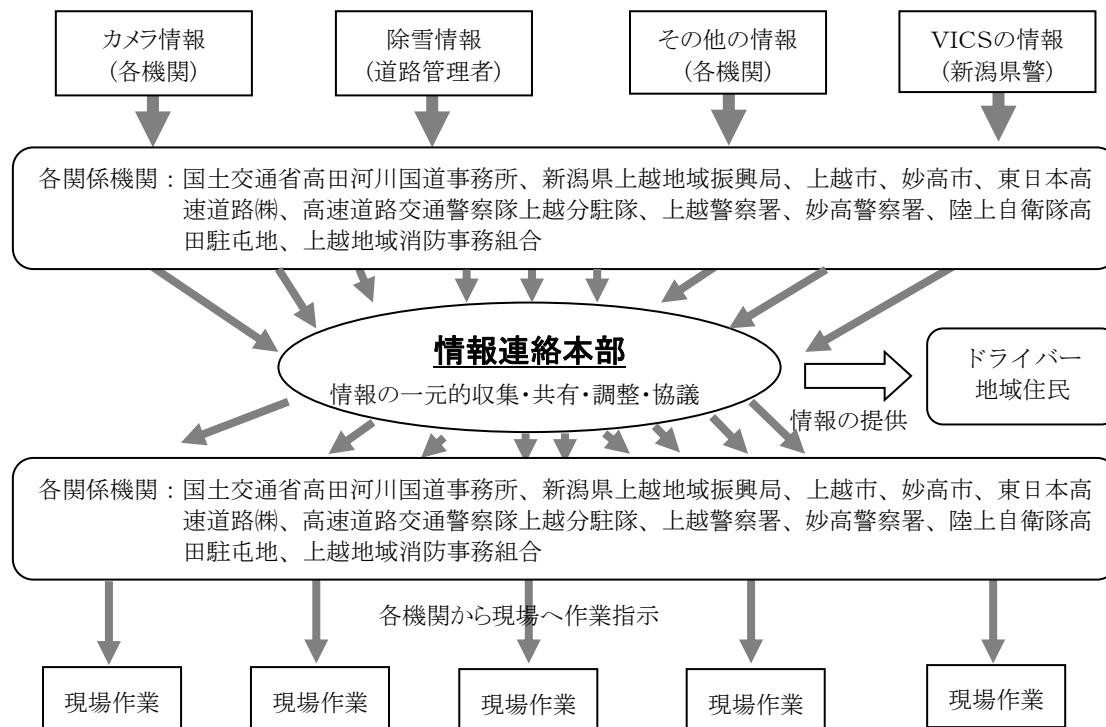
また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。

7 関係機関との連携

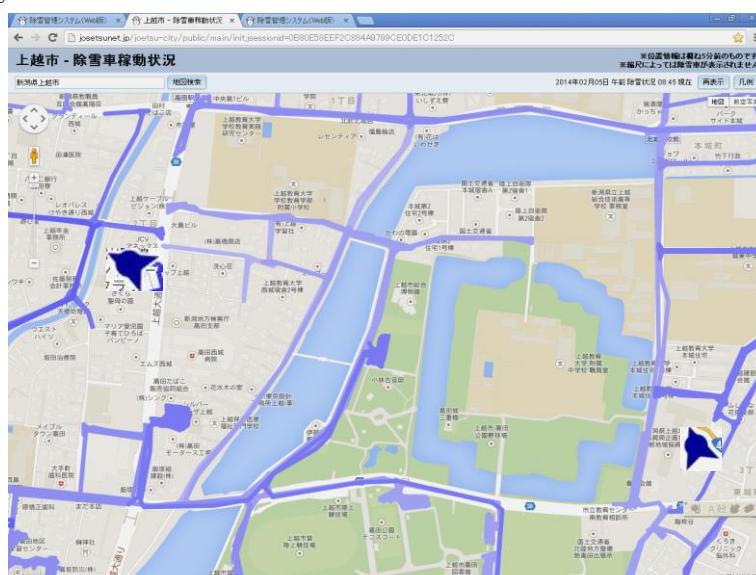
異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路での除雪障害、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合は、国土交通省・新潟県・上越市・妙高市・東日本高速道路(株)・新潟県警察・陸上自衛隊・上越地域消防事務組合の各機関が、道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置し連携を図ります。



8 適切な管理による効率的な除雪の実施

除雪状況をリアルタイムに把握し、インターネットで除雪状況を確認できる「道路除雪管理システム」を導入しています。

市民からの問い合わせに迅速な対応が図れ、除雪作業や関連事務の効率化につながっています。



9 共助による地域除雪の支援

市では、地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことの条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

(1) 対象者

市道又は私道の除雪を共同で行う原則 5 戸以上の団体

(共同で除雪できる範囲に 5 戸以上ない場合は、5 戸未満であっても補助対象になります。)

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の 40%以内で、1 台につき 80 万円が上限

(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります)

(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が 13 馬力級以上



平成 30 年度 冬期道路交通確保除雪計画書

平成 30 年 11 月

作成 新潟県上越市都市整備部道路課雪対策室

〒943-8601

新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

ワークショップの進め方

■ グループ

グループ名	委 員	委 員	委 員
A	飯田英利	星野幸雄	松井会長
B	江口一秋	松井隆夫	金井副会長
C	小林則子	丸山孝明	
D	江口晃	宮沢和一	
E	高橋鉄雄	森由美	
F	田辺敏行	渡邊政則	

■ 事前検討事項

- ・全体の進行 ()
- ・閉会（まとめのあいさつ）()
- ・各グループ進行 ()
- ・ ()

■ 流 れ

- ・会長挨拶 13：40～13：45 (5 分)
- ・委員の紹介 13：45～13：50 (5 分)
- ・先生のお話 13：50～13：55 (5 分)

- ・各グループ自己紹介 13：55～14：00 (5 分)
中学生の記録者・発表者の確認
- ・ワークショップ 14：00～14：40 (40 分)
- ・まとめ 14：40～14：45 (5 分)

- ・ 休憩 (10 分) ・

- ・ 発表 14：55～15：25 (30 分) 6班×5分
- ・閉会 15：25～15：30 (5 分)

■ ポイント

- ・生徒全員が発言できるようにする。

■ 準備品

- ・模造紙、付箋大、マジック

地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等

0 見直しの必要性【参考】

- ・地域活動支援事業は、29年度末現在の累計で採択事業数2,603件に到達。近年では新規の提案団体が全体の2割強を占めて推移し、本事業の活用後に自立して活動を継続している事例も生じていることから、総論としては市民の自主的・自発的な取組に一定の貢献があるものと考えている。
- ・一方、市民の声アンケート（平成30年実施）では、地域活動への市民参加について減少傾向であったほか、女性や若者世代の参加割合が低い状況であることから、解消すべき課題も生じている。
- ・また、各区においては、地域協議会で採択方針を定め、その採択方針に基づき公募や審査・採択等を行っていることから、各区における地域課題の解消や地域活力の向上に対してどのように効果が生じたか検証するとともに、本事業の進め方等について、さらに効果的な手法等に見直すことを向けて検討する必要が生じている。

1 取組の経過を踏まえた具体的な見直し方法等

◎地域活動支援事業の考え方（自治、地域協議会との関わり）

- ・地域活動支援事業の目的は、補助金の使い道を考えていただくことを通じて、住民の皆さんに「自治とは何か」「地域の豊かさ、地域づくりとは何か」を考える契機としていただくこと。
- ・各地域協議会におかれでは、この目的を踏まえ、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを「採択方針」に反映していただく。
- ・補助金の使途については、市として極力制限を加えることなく、住民の皆さんの発意を大切にしながら、広がりをもった地域活動が行われるよう配慮する。

(1) 基本的な考え方

- ①各区の様々な検証結果については、地域自治区制度を設けていることを踏まえ、市が直接的に一定の基準に整理（收れん）することは行わない。

(2) 見直しの手法

- ①今後、各地域協議会は、新年度の事業執行に向けて地域活動支援事業の具体的（見直し）検討に入るところから、検討の円滑化や実効性の高まりを期待するため、各区の様々な検証結果・意見に対して課題解決の考え方（例示）や市としての見解を情報提供する。
- ②協議会で検討した最終結果は、地域協議会間の認識を共有し、継続的な見直しに向けた基礎資料とするため、あらためて市が情報を集約し、各地域協議会にフィードバックする。

2 地域活動支援事業の目的・効果に照らした各区見直しの検証結果に係る市の案・見解

※ この項目中、「案」と表記の事項は、課題の解決に向けた考え方の一例を示すものであり、各地域協議会が検討する上で結果を拘束するものではありません。各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方法により対応すること等も想定されるものです。

(1) 採択方針に係る構成等の見直し

- ①「地域課題の解決に向けて（採択方針の）精査の必要がある」等の検証結果に対し、…
- ⇒ **案の1** 採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項（地域課題の解消を急ぐ事業）を分かりやすく表現（追加）【参考資料 P8】
 - ・例えば、「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を設定（又は既存文言に趣旨を反映）
 - ・地域協議会が区内の地域課題の解消に効果的に取り組むことができるよう、事業の性質等に応じて異なる補助率を設定
- ⇒ **案の2** 補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理 【参考資料 P7】
- ⇒ **案の3** 補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理 【参考資料 P8】

- ②「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等の検証結果に対し、…

⇒ **案** 提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し 【参考資料 P6及びP23】

- ③「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等の検証結果に対し、…

⇒ **案** 提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し【参考資料 P23及びP30】

《補助率の上限設定の「イメージ」》

区分	採択1年目、2年目	採択3年目、4年目	採択5年目以降
○○の観点に基づく事業	9/10以下	8/10以下	7/10以下
■■の観点に基づく事業	2/3以下	2/3以下	1/2以下

(2) その他の見直し

- ①「（ソフト活動を支援の主な対象と考える）基準を明確にし、全市一律に見直すことが適當」等の検証結果に対し、…

⇒ **案** 各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入 【参考資料 P12及びP14】

※案の内容は、特定費目（修繕費、工事請負費及び備品購入費）の計が補助対象経費の1/2以内とするもの

- ②「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」の検証結果に対し、…

⇒ **案** 各区で検討の上、追加募集を廃止 【参考資料 P19】

- ③「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」の検証結果に対し、…

⇒ **見解** 各区で取扱いを検討するが、市では地域協議会等に市類似補助事業に係る資料を提供 【参考資料 P4】

- ④「『市で行う事業』の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じている」の検証結果に対し、…

⇒ **見解** 「市が行う事業」の取扱い共通化 【参考資料 P11】

※例：学校関係において、授業の一環として使用することが主の資機材の整備、活動経費
→ 対象外（市で行う事業）

部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費

→ 制度としては対象。地域課題の解消に資するか等の観点により、区の採択方針で規制を設けるか等の判断は、各地域協議会で検討・決定する

- ⑤「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適當」との検証結果に対し、…

⇒ **案** 各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理 【参考資料 P22】

※この他、提案団体の分かりやすさや、所要事務の簡素化等の観点から、募集要項やQ&Aの記載事項及び様式の見直しについて、適宜実施

(3) 検討を進め、実施を図る事項

- ①「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」との検証結果に対し、…

⇒ **見解** 補助金充当備品の管理・活用状況の把握 【参考資料 P29】

- ②「本事業の周知を強化する必要」等の検証結果に対し、…

⇒ **見解** 周知・募集の方法 【参考資料 P17】

○各区見直しの検証結果に係る市の案・見解の件数

案 8件、見解 4件（計 12件）

※ 見解の件数については、従来の内容とは異なる件数を対象

地域活動支援事業に係る各区の検証・検討等と市の案・見解

O 検証事項の概要

項目	検証実施	見直しに向けた 市の新たな見解等	該当ページ
1 制度全般			
(1) 事務局の役割	○	○	… 2
(2) 事業提案者の拡大	×	…	3
(3) 市類似補助事業との関係	○	○	… 3
(4) 本事業の終期設定	×	…	4
(5) 区ごとの配分額の積算	×	…	4
(6) 配分額の繰越・地域間流用	×	…	5
2 採択方針			
(1) 採択方針の精査	○	○	… 6
3 補助対象			
(1) 対象事業			… 10
① 市で行う事業関係	○	○	… 10
② ハード整備事業関係	○	○	… 11
(2) 対象経費			… 13
① 人件費・経常的経費の取扱い	○	×	… 13
② 備品購入の取扱い	○	○	… 13
4 周知・募集			
(1) 時期の設定			… 15
① 周知・募集の前倒し	×	…	15
② 募集等に係る共通設定	○	×	… 15
(2) 方法	○	○	… 17
(3) 追加募集	○	○	… 18
(4) 他部局職員の理解度	×	…	19
5 審査・採択			
(1) 審査方法			… 20
① 審査態勢の共通化	○	×	… 20
② 地域協議会内での認識共有	○	×	… 21
③ 提案団体・地域と委員の関係性	○	○	… 22
④ 審査手順の重層化	×	…	23
(2) 採択方法			… 23
① 提案団体の自立化に向けた取組	○	○	… 23
② 採択に係る考え方の共通化	○	×	… 24
③ 個別的懸案事項	×	…	25
(3) 複数区提案	○	×	… 25
(4) 採択事業の内容変更	○	×	… 26
(5) 情報共有	×	…	27
(6) 効率化	×	…	27
6 評価			
(1) 個別案件の事後評価	○	×	… 28
7 その他			
(1) 本事業に係る環境整備	○	○	… 30
(2) 事務処理の簡素化	×	…	32

※ 項目立ては、地域活動支援事業の見直しに向けて H26、27 及び 29 に地域協議会及び事務所（総合事務所・まちづくりセンター）から得た意見を全て洗い直し、性質別に分類。

※ 各項目の「これまでの意見等」中の属性表記については、次の区分により整理。

区分	表記	内容
年度	H26	平成26年度調査
	H27	平成27年度調査
	H29	平成29年度調査
意見主体	地協	地域協議会による意見
	職員	総合事務所・まちづくりセンターの職員による意見
地域性	旧東頸	安塚区、浦川原区、大島区、牧区の範囲
	旧頸北	柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区の範囲
	旧中頸・頸南	中郷区、板倉区、清里区、三和区の範囲
	合併前上越・旧西頸	合併前上越市内の15区、名立区の範囲

(例) 【H27 地協、旧東頸】→「平成 27 年度調査により、安塚区、浦川原区、大島区及び牧区のいずれかの地域協議会から提出された意見等」を示す。

※この資料中、市が案としてお示ししている事項については、課題の解決に向けた考え方の一例を示すものであり、各地域協議会が検討する上で結果を拘束するものではありません。各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方針により対応すること等も想定されるものです。

1 制度全般

(1) 事務局の役割（検証の主旨の類型化：7項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな団体から気軽に応募できるよう、事務局による提案書等の作成指導の強化。【H26 地協、旧頸北】 事務局の受付時における提案団体への指導権限の強化・明確化が必要。【H29 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の役割は、区ごとの事業運営に係る全般の進捗管理、遂行について必要な事務を遂行することが期待されている。 ※個別の事務においては、地域協議会による採択方針、募集日程、審査・採択の協議・検討などがあり、事務局の一存で決定できない事項がある。 ※提案事業に係る事前相談は、全ての事務局で対応している。事業や提案様式の記載に係る内容等の相談対応・助言を行っているが、審査採択を地域協議会に委ねているため、事務局による助言どおりに提案団体による内容の補正が行われずに対応する事例が一部に生じている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・事前相談の徹底・強化を行う必要がある。	高田、金谷、三郷、和田、浦川原、大島、牧、柿崎、大潟、吉川、三和	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業は地域協議会と事務所、自治・地域振興課が連携して取り組む事業であり、制度の大枠に合致しているか確認する形式的な審査は、事務所及び自治・地域振興課が責任をもって対応するものと考えます。
・事務局は、必要に応じて採択内容に沿った提案内容等になるよう提案団体に補正を求める必要がある。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、浦川原、大島、柿崎、吉川、三和	<ul style="list-style-type: none"> 程度に応じてではありますが、明らかに地域活動支援事業の趣旨にそぐわない内容や形式要件を満たさない案件の提出があった場合は、他の一般的な補助事業と同様に、市は不受理とすることも想定されるところです。
・事業進捗に応じ、必要な事務手続き等の指導を行う必要がある。	金谷、三郷、和田、安塚	<ul style="list-style-type: none"> 全市に共通設定した対象外の事業・経費等に抵触すると認められる提案については、事務所が自治・地域振興課に確認・協議しながら対応を図り、状況に応じて相談団体・提案団体に内容の補正を求めていく必要があると考えます。
・目的に合致しない提案は、事務局精査の時点で不採択にできるよう仕組みを整える必要がある。	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> 以上のことを通じて、地域自治区制度に基づき実施する地域活動支援事業の趣旨をいかしながら、区間における事業運営の公平性や納得性を確保していくと考えています。
・必要な対応を行っているため、現状どおりが適切である。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、中郷、名立	<ul style="list-style-type: none"> →「4-(2) (周知・募集の) 方法」の項 (P17 ~) で触れる区が多数であるため、当該項で一括して整理しました。
・公表資料・記載例等を見直しする必要がある。	頸城、板倉、清里	
・指導権限の強化等については、制度・運用の見直しと合わせて行う必要がある。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しにより各区で従前の取扱いを改める事項を中心に、相談団体や提案団体に対して形式審査により不受理とならないよう助言や補正依頼等を求める場面が生じると想定されることから、事務所として必要な働きかけ等に取り組みます。

(2) 事業提案者の拡大

過去の課題認識等	・各団体・地域に事業の偏りがあり、もっと広く提案していただけるような方策が必要であるため、地域協議会委員も任期中に自ら提案することを求める。【H26 職員、旧中頸・頸南】
現状	・本事業の提案条件として構成員5人以上等の団体を要件としており、事業の実施主体となり得ない地域協議会委員（個人）は対象外としている。

※ 本項目については、委員が自ら地域課題の解消策として提案する取組は「地域を元気にするため必要な提案事業」として提案・検討するよう整理しているため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(3) 市類似補助事業との関係（検証の主旨の類型化：4項目）

過去の課題認識等	・本事業の活用を優先することで、既存の市類似事業の活用が進まなくなる懸念がある。【H26 職員、旧頸北】 ・既存の補助制度を活用してもらうのが本来の形である。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・市の類似事業に該当する案件の採択の可否（対象）が各区によって異なることに対して不公平感がある。類似事業に該当する案件は対象外にするよう全市統一した方がよい。【H27 地協、旧東頸】 ・提案事業が該当する市の類似補助事業があっても採択の判断は各地域協議会に委ねていることから、市の類似補助事業への継続性に影響が及ぶ懸念があるため、市の統一した方針が必要ではないか。【H27 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	・本事業において、提案事業が他の市類似事業の補助要件に合致していた場合においても、採択の可否は各地域協議会の判断に委ねている。 ※想定される状況としては、提案事業が他の市類似事業の補助要件に合致していたとしても、予算枠の都合上、必ず市に採択されるものではないほか、他の市類似事業の募集開始時期が提案事業の実施予定期と適合しない可能性がある。 ※このような中においても、一部の区においては、LED灯の設置・取替（7つの区）や町内会館の修繕（1つの区）に係る提案は、市類似事業ありとして採択方針において対象外とすることを規定している。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・対象外とする判断は地域協議会に委ねることが適当である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、浦川原、大島、牧、柿崎、大潟、清里	・市は各地域協議会に市類似補助事業を対象外とするか決定する権限を委ねているところですが、この課題に対する解消への一つの考え方として、市では次の理由により現行の取扱いを継続することが望ましいものと考えています。 ①市の類似補助事業を優先する制度とした場合、地域活動支援事業は4月に当初募集を行うが、市の類似補助事業の募集時期がこれよりも遅い場合に、地域団体の提案事業が実際に着手できる時期が遅れ、地域の課題解消や活力の向上に向けた効果の発現時期に遅れが出る（地域に不利益が生じる）ことが想定されること。 ②今後、新たに市の補助事業を創設した時に、地域活動支援事業の募集時に新規補
・市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある。	新道、春日、諏訪、津有、高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、柿崎、頸城、吉川、中郷、三和、名立	

		助事業の詳細を整理している場合において、提案団体も事務所も提案事業がどちらに該当するか判断が困難になり、結果として地域活動支援事業も新規補助事業も提案（申請）できない事態が生じる可能性が想定されること。
・地域協議会が採択を判断する上で、提案団体が他の市の類似補助事業の活用の有無を申告する仕組みを整えることが必要である。	牧、板倉	・検証の主旨は、現状の取扱いにおいて実施可能ですので、実務の上では提案事業の募集時に要項等で明示するなど区内での周知を図りながら実施することが適当と考えます。
・提案団体が提案前に本事業か市の類似補助事業か活用の是非を判断できるよう周知を図る必要がある。	浦川原、柿崎	・提案団体が提案事業先を判断できるよう一覧化した資料を提供することは、行政サービスの向上の観点から有効と考えますので、当該年度における類似補助事業の概要一覧等を作成・提供できるよう事務を進めます。

(4) 本事業の終期設定

過去の課題認識等	・(提案団体にとって) 年度計画が立てにくいため、本事業の終期を明示できないか。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】
現状	・平成 22 年度の本事業開始時点では、地域協議会への説明・質疑応答の中で「合併後 10 年・平成 26 年度までは続けていきたいと考えている。なお、予算化は、毎年、市議会の議決が必要であることはご承知いただきたい。」と示した経過がある。 ・その後は本事業の終期を明示した実績はなく、今のところ終期を計画する予定はない。

※ 本項目については、事業の終期は設定ありきではなく、その達成状況や必要度に応じて検討するものであるため、今回の検証で期待する効果（より効果的な手法に見直す）に照らしてそぐわないことから、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(5) 区ごとの配分額の積算

過去の課題認識等	・区内の助成希望額との差が大きい。【H26 地協、旧東頸】 ・中山間地域への傾斜配分を希望。【H26 地協、旧東頸】 ・追加募集は予算を使い切るために無理をしている感じがあるため、各区の配分額を実績に応じて調整。【H26 地協、旧東頸】【H27 地協、旧中頸・頸南】 ・地域の活性化のための資金として、市の事業分に係る減額は行わないでいただきたい。【H26 地協、旧頸北】
現状	・平成 26 年度以降は「市で行う事業」を対象外として本事業の予算総額を 2.0 億円から 1.8 億円に見直しを行ったが、各区に配分する割合は平成 22 年度の事業開始以降、均等割 7 : 人口割 3 としている。

※ 本項目については、今回の検証・見直し後における区ごとの活用実績等を踏まえて、市において検討の是非等を考慮する性格であるため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(6) 配分額の繰越・地域間流用

過去の課題認識等	<p>(実施に肯定的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(複数年にわたる案件や大規模な案件への対応のため) 繰越制度が必要。【H26 地協、旧中頸・頸南】【H27 地協、合併前上越市・旧西頸】×2 ・配分額の地域間調整を希望。【H26 地協、旧頸北】【H27 地協、旧東頸】【H27 地協、旧頸北】 ・追加募集は予算を使い切るために無理をしている感じがあるため、区間で予算を融通できるようにする。【H27 地協、旧中頸・頸南】 <p>(実施に否定的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越や地域間調整は予算消化につながる懸念がある。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・配分額の繰越については、平成 22 年度から 24 年度までは「事業の趣旨にそぐわない事業の採択を防ぐ」という点からも繰越しを可能にすることが望ましい」との考えにより繰越を認めてきたが、平成 25 年度以降は「単年度主義の原則」から例外的に実施してきた繰越は行わないこととしている。 ・配分額の地域間流用については、次年度途中において流用後に確保すべき十分な事業実施期間を設けることが困難であることや、流用制度を設けることにより、地域間での予算消化に向けた意識を刺激しかねないことから、本事業の開始当初から一貫して行わないこととしている。

※ 本項目（繰越）については「単年度主義の原則」の例外を不可欠とする状況が現状では明らかに見出せないため、また、本項目（地域間流用）については上記「1-(5) 区ごとの配分額の積算」とあわせて検討の是非等を考慮するため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

2 採択方針

(1) 採択方針の精査（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 各所管区域（全区）でおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 各区では、地域で抱える課題に応じてどのような事業の実施を支援すべきか明らかにするため、自主的審議の議論や地域の目指す姿、地域で課題となっていることなどを採択方針としてまとめている。 各区で定めた採択方針については、（地域課題に焦点が当たっている・当たっていないとの評価を除いても、）内容は多岐に渡っている状況である。 採択方針は、地域の将来像や優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などの条件を含めて定めている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 現行の採択方針については、地域課題の解決に向けて精査の必要がある。 	三郷、和田、牧、吉川	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業については、区の実情に応じた地域の課題等に対応するため、より必要性が高く、かつ、効果的に課題の解消に向けて提案事業を支援することから、区ごとに採択方針や限度額、継続事業の取扱いなどを検討することとしています。 このため、区ごとに異なる取扱いとなることはあらかじめ想定したものであり、市内の地域自治を促進するためには基本的には許容するものと考えます。 一方、地域の現状を省みた時に、各区に共通する次のような課題も顕在化しています。 (各区に共通する課題) <ul style="list-style-type: none"> ①提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について ②事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて ③地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて ④「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の促進について このため、課題の解消に向けてどのように取り組むか決定する権限は各地域協議会にありますが、これら課題に対する解消への一つの考え方として、次のとおり、案としてお示しします。 <ul style="list-style-type: none"> ①提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について
<ul style="list-style-type: none"> 採択方針は現状でよいが、採択基準（限度額や継続事業の取扱い）に区の間で差異がある。居住区域の違いによって不公平感が生じないよう全市統一の採択基準を定め、各区に徹底すべきと考える。 	柿崎	
<ul style="list-style-type: none"> 現状の取扱いを継続し、各区で適宜見直しを行うことが適当である。 	三郷、和田、牧、柿崎、吉川を除く23 地域自治区	

		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、提案団体の自立に向けて、複数年度目において採択を行った場合に、補助率を新規案件とは異なる取扱いを定めている区は、柿崎区・板倉区のみであり、具体的な補助率を定めている区は柿崎区のみとなっています。 ・また、提案事業については、本来、提案団体が自らの事業意図や事業運営能力に見合った事業提案を行うことが望まれるところですが、ほとんどの区で10/10補助としているため、提案団体による自律的な事業規模の見極めや財政面での運営自立化に向けた取組が促されにくい状態(仕組み)となっています。 ・また、個々具体的な案件における事業規模の審査にあっても、提案事業の審査の際に厳格に取り組んでいる地域協議会がある一方、補助金希望額に対して区の配分額に余裕がある区の一部などでは補助対象経費の審議が徹底しきれていない事例も見受けられる状態となっています。 ・以上のことから、提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、各区の住民・地域団体と地域協議会が同じ考え方で地域活動支援事業に臨むことができる環境づくりとして、各区の採択方針で定める補助率を見直しすることも考えられます。 <p>※具体的な補助率については、関連のある5-(2)-①「提案団体の自立化に向けた取組」の項目(P23～)であわせて整理しています。</p> <p>②事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の採択事業については、区の住民の参加を広く募り、まつりや運動会、イベント等に取り組んでいる事業(不特定多数の区の住民に提案事業の成果が及ぶ事業)が多い状況にあります。 ・一方で、限られた住民で構成し、日常的な活動費や本来、参加者の会費等により負担していたような経費(練習活動のための会場借り上げ料や燃料費、グッズやユニフォーム等の購入など)についても地域活動支援事業の活用を図る事例も生じているところです。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の採択に当たっては、補助金を交付する効果が幅広く住民に及ぶことが望ましいことを考慮する必要があると考えます。 ・したがって、限られた住民にのみ提案事業の成果が及ぶ事業の採択に当たっては、移動困難者への買い物支援や、定住人口の増加を期する婚活支援などの「地域住民の生活や地域課題の解消に真に必要と考えられる事業」に限ることとし、それ以外の事業については、原則として対象外と整理することも考えられます。 ・なお、この場合にあっても、町内会及び住民組織については、地縁に由来して多くの住民により組織化してきた経過や、複数の事業を展開し、事業の成果が広く地域に還元されていると考えられるため、補助対象外にはしないことは考えられます。 <p>③地域の課題解消や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の採択事業については、地域の団体が自らは事業を行わず、本事業により購入した備品等を貸し出すことにより他の団体の活動促進を図ることを実態としたものが一部に見受けられます。 ・地域活動支援事業は、本来、地域で活動する団体の事業を支援するものとして、「補助の補助」となるような金銭の給付による間接補助は認めていないところです。 ・この規定は、間接補助により実質的な支援事業の責任の所在をあいまいにしないことを目的として整備したものです。 ・以上のことを踏まえた場合、金銭の給付に替え、物品の貸与による間接補助は本来、適当なものではなく、物品の貸与による間接補助は、地域の課題解消に真に寄与し、物品に係る具体的な活用計画が整理されているなど、責任の所在が明確なものに限ることも考えられます。 <p>④「地域自治を担う人材の養成・確保」及び「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の</p>
--	--	--

		<p>促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人才確保については、ニーズの観点（需要的な観点）では、市内の広い地域で人口減少や少子高齢化が進展し、深刻化の度合いを増す中、町内会や消防団、地域でのボランティア活動など、様々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められる状況にあります。 ・一方、人材供給の観点では、少子化・高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域活動や市民活動への市民の参加について、参加していると回答する市民の割合が低下傾向にあります。 ・このため、まずは地域の実情に応じて市民が地域の活動に関心を持ったり、参加したりする機会を設けることが必要と考えます。 ・将来的な地域の在り様を見据えた場合、人材確保の課題を解決するためには、各区で必要性及び緊急性が高い取組として、地域の主体的な取組として地域が求める人材の確保や公益的なサービス（支援）を創出・促進することが優先的に求められる取組と考えています。 ・したがって、各区で取組の促進を図る事項として、地域の実情に応じて項目を設定することも考えられます。 ・例えば、市では市政運営の総合的な指針である第6次総合計画の後期基本計画（計画期間：平成31年度～同34年度）において、「地域自治を担う人材の養成・確保」を重要視しているほか、イベントに頼らずに地道に継続していく「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を更に促進していくことが有効であると考えていることから、このような事項を採択方針に盛り込む（又は既存の採択方針の一部を修正する）ことが考えられます。 <p>※補助率の具体的な設定については、他項（5-(2)-①提案団体の自立化に向けた取組（P23～））との関連があるため、当該項で整理しています。</p>
--	--	--

3 補助対象

(1) 対象事業

① 市で行う事業関係（検証の主旨の類型化：2項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 住民が要望している案件であっても行政対応が進まない事業への対応については、本事業で対応できるようにしてほしい。【H26 地域、合併前上越市・旧西頸】×2 【H26 地域、旧中頸・頸南】【H27 地域、合併前上越市・旧西頸】×2 団体や事業に偏りが生じ、もっと広く提案していただけるような方策が必要であることから、区全体（地区全体）のバランスのとれた事業採択が必要であるため、市に要望しても実現しない市で行う事業についても本事業の対象とする。【H26 地協、旧中頸・頸南】 本事業は地域協議会が認めれば何でもよいものではなく、また、取扱いが区ごとに異なるため、疑問を感じている市民がいることから、目的に沿うよう全市統一で対象外とする最低限の基準を定めるべき。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】 カーブミラーや学校（部活動）備品などの市が本来行うべき事業が（多少のソフト事業を加えた内容で）提案されるが、本事業は地域の活性化を求める予算であるため、その方向で活用すべきである。【H26 地域、旧中頸・頸南】×2 【H26 職員、旧東頸】 学校の部活動等に物品が使用されることは「市が行うべき事業」との関連で懸念がある。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】 公民館や小・中学校等、公の施設に関係した設備や備品の整備を進めたい意向が多いが、地域の拠点となる公民館等の設備や物品を充実することで、施設の利活用が促進され、引いては住民活動の活発化や地域課題の解決につながる場合が想定されるため、「市が行う事業」の廃止を見直す必要がないか。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に「市で行う事業」を対象外に整理し、平成 26 年度から適用 ※「市で行う事業」に相当する事業については、地域協議会はその必要に応じて「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）」又は意見書の提出を通じて実現を図るものとした。

※ 本項目については、平成 25 年度に代替策を含めて事業内容の整理を行ったことから、自治・地域振興課では見直し項目の対象外とした。しかしながら、事務所の任意検証項目として取り上げられたことから、改めて今後の取扱いを検討することとしました。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・「市で行う事業」は地域協議会毎に対象の是非を判断できるようにする。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取	<ul style="list-style-type: none"> 「本来であれば、市施設の設備の充実を地域活動支援事業の対象とする必要はないが、地域の要望を上げても市の予算で対応できない状況が問題である。（八千浦区）」、「市の担当課へ要望してもなかなか対応して貰えない案件については、補助金を活用して速やかに執行するべきである。（北諏訪区）」等の意見を踏まえたものと理解していますが、平成 25 年度に地域活動支援事業を見直した際に、市の施設整備（備品整備）の考え方や代替策の取扱いも含めて整理を図っています。 平成 26 年度以降、代替策に係る制度や運用の変更は行っておらず、当時と状況に変化がないことから、現状では取扱いを変更する考えはありません。

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の施設にとって真に求められる整備が必要と考えられる案件については、提案者が委員の場合は自主的審議を経た意見書や元気事業の活用を、市民の場合は事務所を通じた施設所管課への相談を行うよう取扱いを継続します。
・「市で行う事業」の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じていることから、全市で統一した運用が必要である。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の目的や「市が行う事業」を補助対象外とした経過を踏まえ、対象外とする事業については各区共通の取扱いとすることが適当と考えます。 ・今後は、提案事業の募集時に周知資料として活用するQ&Aに、「市が行う事業」の具体例等を明記するなど、区の間で差が生じないよう取り扱います。

② ハード整備事業関係（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業でグリーンライン塗装に交通安全教室を加えたもの、標高表示板設置に水防訓練を加えたものなどソフト事業を取つて付けたようなハード整備事業が見受けられる。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・防犯灯のLED化に係る本事業の方針を示してほしい。【H26 地域、旧東頸】 ・防犯灯のLED化に係る提案を認めている区もあるが、本来は市で対応すべきと考えることから本事業の予算を充てるべきではなく、防犯については、会長会議等で補助金の申請等を協議し統一する。【H26 地域、旧頸北】 ・通学路の防犯灯設置事業の提案に対して不採択と決したところ、提案団体との間でトラブルが生じた。採択方針に防犯灯 LED 化を対象外として明記していないことも要因の一つであったため、今後の課題となった。【H29 職員、旧頸北】 ・LED やユニフォーム、防災機器、楽器について不採択としているが、採択している区もあり、市全体として問題ないか不安。【H27 職員、旧中頸・頸南】【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・提案事業がハード整備に偏っており、区内では工事や購入等を希望する場合は本事業に提案すればよいという認識となっているため、人件費や食費だけでなく、ハード整備に係る最低限の制限を市内統一で設定することも場合によって必要と考える。【H26 職員、旧頸北】 ・補助対象の事業が各地域協議会により異なることは非【H29 職員、旧中頸・頸南】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・全市共通の募集要項では、補助対象外とする事業の一つとして「物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業」を規定している。 ・このため、提案事業の内容において活動のない事業については、文書の提出を受ける時点で形式審査として不受理としている。 ・一方で、ハード整備が事業費の概ねを占めているにも関わらず、従前から行っているような活動（防犯灯整備と夜間の見回り活動、グリーンライン整備と交通安全教室の実施など）を併せて記載している場合は、形式審査ではなく、地域協議会での実質審査に判断を委ねており、各区で取扱いが異なっている。 ・各区では、募集の都度、事務所で判断しかねる案件が生じ、事務所の判断に基づき自治・地域振興課に取扱いの確認を求める状態となっている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 「ハード整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」を採択する取扱いが適当である。 	安塚、浦川原、大島、牧、中郷、板倉、名立	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の目的に照らし、この事業では地域の課題解消や活力向上に向けて地域団体の活動を支援することから、支援の対象はソフト活動が主となります。 なお、ソフト活動を実施する上で必要最小限のハード整備は、活動支援を行う上で想定され得るものであり、従来からの考え方には変更はありません。
<ul style="list-style-type: none"> 基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当である。 	新道、春日、諏訪、津有、高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、柿崎、吉川、清里、三和	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業の成果を上げていくためには、原則として、補助金交付に係る事務の在り方や基本的な事業の枠組みが地域の実情に可能な限り適合したものが望ましいものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の裁量として、「ハード整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」と判断する方法が適当である。 	高田、金谷、三郷、和田、大潟、頸城	<ul style="list-style-type: none"> 一方、公費の使途決定に関する透明性を高め、地域活動支援事業の事務執行に当たり、公費を支出する上で支出基準を可能な限り明らかにすることは、提案団体間における公平感や納得感を高めることにつながり、多くの住民から地域活動支援事業を活用していただける重要な環境づくりになると考えています。 したがって、各区の基準の設定については、地域の実情に応じて検討する必要があるため、各区で主体的に行う必要がありますが、同時に、どのような基準とするかは、区の住民や地域団体に提案事業の公募の際に可能な限り明らかにする必要があると考えます。 具体的な対応の一つとして、市では、国や他市の事例を参考に、個別経費の使途に割合の上限を設けることも考えられます。 例としては、地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助(補助金の交付)であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額をハード整備(修繕費や工事費)に相当する経費は1/2までを上限とすることが考えられます。 <p>※同種の課題は、備品購入費にもあるため、補助金を交付する際の算定額をハード整備費(修繕費や工事費)及び備品購入費の合計額に相当する経費を対象に上限を設けることも考えられます。</p> <p>(3-(2)-②「備品購入の取扱い」(P13～)を参照。)</p>

(2) 対象経費

① 人件費・経常的経費の取扱い（検証の主旨の類型化：2項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> パソコンを使いこなせる一部の住民に事務的負担が限られるため、地域活動の充実と若年層等を誘導するインセンティブとして、補助対象経費に少額の人件費を含めてはどうか。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】 補助対象経費の精査に当たり、印刷機の購入で保守費用が補助対象外経費としているが、団体の理解を得ることに苦慮した。【H29 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、補助対象外の経費として次の事項を定めている。団体運営に要する人件費及び経常的経費については補助対象外としている。 <ul style="list-style-type: none"> ①応募や実績報告などに要する事務的な経費 ②提案団体の運営に要する人件費や事務所等の経費 ③提案団体の構成員が飲食を行う経費 ④会議に参加した人へのお茶代・菓子代 ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費 ⑥その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現行の取扱いが適当である。	全 28 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業では、市民の主体的な活動を促す観点から、団体の支援ではなく、活動の支援を行ってきました。 ・全ての区が現行の取扱いを変える必要がないものとして検証結果をまとめており、市としても取扱いを変える必要性はないと認識していることから、今後も取扱いは変更しません。
・補助対象外経費の事例は、更に具体的に明示することが適当である。	高田、金谷、三郷、和田	<ul style="list-style-type: none"> ・検証内容の理由は「事務局における受付や相談の際に、補助対象経費等について、照会が多数寄せられる」ことを挙げているため、前述の 3-(1)-①「市で行う事業」(P10～) と同様に、Q & Aに具体例を明記するなど、事務所間で差が生じないよう取り扱います。

② 備品購入の取扱い（検証の主旨の類型化：7項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 備品等の取扱いに差異が大きく、特にスポーツ活動の「ユニフォーム」や祭りの「はっぴ」で意見が分かれるが、「できるだけリースでの対応」程度の共通基準であるため、一步踏み込んだ基準を策定した方がよいのではないか。結果として受付時に精査できれば委員業務も軽減できる。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】 備品購入について、問題点は団体による継続的活用の見通しであり、その点を解消できるのであれば問題はない。【H29 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 全市共通の募集要項では、補助対象外とする事業の一つとして「物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業」を規定している。 このため、提案事業の内容において活動のない事業については、文書の提出を受ける時点で形式審査として不受理としている。 一方で、備品購入が事業費の概ねを占めているにも関わらず、従前から行っているような活動（スポーツチーム、文化サークル、部活動の日常練習及び定期的な大会出場など）を併せて記載している場合は、形式審査ではなく、地域協議会での実質審査に判断を委ねており、各区で取扱いが異なっている。 各区の募集の都度、事務所で判断しかねる案件が生じ、総合事務所等の判断に基づき自治・地域振興課に取扱いの確認を求める状態となっている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・「備品整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」を探査する取扱いが適当である。	浦川原、大島、牧、清里、名立	・地域活動支援事業の目的に照らし、市は地域の課題解消や活力の向上に向けて地域団体の活動を支援するため、支援の対象はソフト活動が主と考えています。 ・なお、ソフト活動を実施する上で必要最小限の備品整備は、活動支援を行う上で想定され得るものであり、従来からの考え方は変更しません。
・基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当である。	新道、春日、諏訪、津有、高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、中郷	・備品購入費に係るこれらの課題の取扱いについては、課題の性質上、前述3-(1)-②「ハード整備事業関係」(P11～)と同様に取り扱うことが適当と考えます。 ・したがって、具体的な対応の一つとしては、市では、国や他市の事例を参考に、個別経費の使途に割合の上限を設けることも考えられます。
・1人が使用しただけで後々に引き継がれることがない物品や頻繁に更新することが必要な物品は対象外とした上で、備品購入を認めることが適当である。	大潟、吉川、三和	・例としては、地域活動支援事業は、地域活動を促進することが目的の補助(補助金の交付)であるため、提案事業の補助対象経費の総額中、補助金を交付する際の算定額を備品購入に相当する経費は1/2までを上限とすることが考えられます。 ※同種の課題は、ハード整備にもあるため、補助金を交付する際の算定額を備品購入費及びハード整備費(修繕費や工事費)の合計額に相当する経費を対象に上限を設けることも考えられます。
・地域協議会の裁量として、「備品整備だけではなく、ソフト活動を実質的に伴った提案事業」と判断する方法が適当である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、柿崎、頸城	
・全市一律の基準明確化、又は地域協議会の裁量のいずれかに整理することが適当である。	板倉	
・リース対応の原則を徹底することが必要である。	中郷	・Q & Aにてリース対応の原則を明記していますが、これまで年1回程度のイベントにあっても、従来から活用していた備品を老朽化・使い勝手の向上等を理由に買換えしている状況が見られます。 ・今後は、地域活動支援事業の趣旨を踏まえ、同一年度内の使用が2～3回程度に留まるなど、活用の度合いが低水準な備品購入は市内のリース業者による取扱いが無いものに限ることを原則とするようQ & Aに明記することとします。
・購入後における備品の管理・活用状況を確認する仕組みが必要である。	金谷、三郷、和田、浦川原、大島、大潟、清里、三和	・補助金充当備品の後年度での確認に当たっては、「どの程度の報告義務を提案団体に課すのか」「実効性と事務負担の観点から、バランスの取れた対応策をどのように考えるのか」等多面的に具体的な取組を検討する必要があります。 ・これらの取組の実効性や提案団体・市の実務負担の観点等から、市は多面的に検討を行い、必要に応じて地域協議会の意見を確認しながら、隨時実施します。

4 周知・募集

(1) 時期の設定

① 周知・募集の前倒し

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の周知について、地域の皆さんに、もっとPRし、小さなグループも参加できるようになってほしいため、地域協議会だよりに早めに本事業の周知記事を掲載する。【H26 職員、旧東頸】 当区では同一事業の助成を3回までとしているが新規案件の提案が少ないため、9月頃から「予定」として来年度における本事業のPRや提案相談を実施するなど、今までとは視点の違ったPR方法を考える必要がある。【H26 職員、旧頸北】【H27 職員、旧頸北】 4月に事業を予定する団体から「不採択になる不安を抱えながら事業の実施はできないので、提案することができない。もっと早い時期に採択を決められないか」と相談があった。【H27 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 当初募集については、4月初旬～4月末の期間を設けて実施している区が大部分である。 一部の区にあっては、4/1の募集開始や5月大型連休明けまでの募集期限の設定を行っている事例がある。

※ 本項目については、募集については既に4/1から実施している区もあり、これ以上の前倒しは実質的に困難であるため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

② 募集等に係る共通設定（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 開始日や期限日が各区で異なることから、提案団体からは他区と比較した改善要求があるため、募集期間の最低日数などの決まりごとがあればよいと思う。【H26 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 募集日程は、上記4-(1)-①「周知・募集の前倒し」記載のとおり 実施状況は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 当初募集 <ul style="list-style-type: none"> 4月初旬～月末を概ねの期間とし、自治・地域振興課が各区に照会。広報上越に全区の募集期間を掲載し、全市域に周知している。 ※具体的な日程は各区が設定することから、区ごとに土日開庁の有無や5月大型連休までを募集期間に含む等の差異が生じている。 (イ) 追加募集 <ul style="list-style-type: none"> 各区の採択結果と不用額見込み、今後の事務日程等を踏まえ、各区で追加募集の可否等を判断し、自治・地域振興課に報告。 ※区ごとに日程や条件等の内容のほか、実施する旨の決定時期が大きく異なるため、追加募集に関する事務は区ごとに対応。 ※現状では、3次募集（当初、追加に次ぐ3回目の募集）を行う区がある。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・統一した募集期間等を設定することが適当である。	牧、柿崎、吉川、板倉	・統一した募集期間等を求める理由として、「住民や提案団体に分かりやすく平等」（牧）、「提案団体の作業日数に不公平感」（吉川）、「住民にとっても分かりやすい」（板倉）とあります。
・現行の取扱いが適当である。	牧、柿崎、吉川及び板倉を除く 24 地域自治区	・現行の取扱いでは、提案団体の公平性の確保に当たっては、区ごとに募集・審査を行うことから、区内の団体間にあっては同一環境下での作業環境が適用され、
・募集期限日は4月中が望ましいものと考える。	新道、春日、諏訪、津有、高士	

		<p>公平性が確保されている状態にあると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、分かりやすさについては、当初募集を広報上越や市ホームページで周知するとともに、区内に地域協議会だより等で周知を行っています。・地域団体の観点からは、自らが所属している区の募集日程が明示されることは必要であるため、広報上越や市ホームページで掲載の、自団体に関係のない他区の動向は参考情報に過ぎないことから、他区との日程の違い自体が情報の理解に支障となる要因とは言い切れないものと考えます。・さらに、追加募集・3次募集においては、各区によって募集金額や募集期間、採択予定時期等の条件に差異が大きいことから、条件を統一して募集等に取り組むことによる日程の遅延や事務の非効率が具体化するおそれがあります。・現状では、地域団体の活動状況等を踏まえ、地域協議会が各区の実情に応じて採択予定時期からの逆算により募集日程等を考えることは、地域活動支援事業の効果的、効率的な事業運営に有益であると考えるため、現状における運用の変更は行いません。
--	--	---

(2) 方法（検証の主旨の類型化：8項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 当区では毎年春に開催する町内会長等が集まる会議の際に事例発表会を実施しているが、どのようなことが地域活動支援事業で実施できるかなど、まだまだ理解されていない。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】 本事業の開始から（H26 年度で）5 年を経過し、応募団体が固定化され、内容も変わらない提案がある。【H26 地協、旧東頸】 本事業は地域協議会委員と町内会長くらいしか浸透していない。区の住民の理解度が課題。【H26 地協、旧中頸・頸南】 本事業を活用した人材育成（ソフト事業）の提案が行われていないため、市から過去の提案事例や具体的な活用案を示してほしい。【H26 地協、旧中頸・頸南】 団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表して地域活動支援事業について PR する。【H26 職員、旧東頸】 提案団体が固定化し、若者・女性が少なく、偏りがあるため、広く市民に本事業の周知を行う必要がある。【H27 地協、旧頸北】 複数の提案団体の事務局を一人（の地域協議会委員）でいくつも掛け持ちするなど、広く住民に周知されているとは言えない。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 地域や組織が年々高齢化しているなどの理由から、提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】 人口の減少により各集落・団体では既存事業の継続でさえ難しいことから、新規の団体や事業の提案がなかなか出せない状況にある。そのような背景からか、物品を購入するためのような事業が多いと感じる。【H29 職員、旧東頸】 提案事業の募集について、制度趣旨に沿って厳密に受付の審査を行った場合、地域住民には提案書の作成が負担となるため、結果として提案が出てこなくなってしまう。【H29 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、次のとおり実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 全市的な取組 <ul style="list-style-type: none"> 広報上越への掲載（当初募集のみ）、市HPへの掲載、報道機関への情報提供、募集要項（全市版）の作成・配付（当初募集のみ） ② 区単位の取組 ※区ごとに採用手法は異なる <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会だより及び総合事務所だよりへの掲載、前年度事業活用団体の事例発表会、防災行政無線及び区内諸会議での周知、募集要項（当該区版）の作成・配付 ③ 様式の設定 <ul style="list-style-type: none"> 全市的に共通様式を設定し、事業提案時や実績報告時等に活用いたいでいる ※見直し経過あり

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・募集方法は現状維持が適当である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、浦川原、頸城、板倉、清里、名立	<ul style="list-style-type: none"> ・区の検証結果のうち、現状を肯定する理由については、次のとおりです。 「周知手段」 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の周知を数多くの手段で実施している ・相応の周知期間を設けていること
・様式の内容は現状維持が適当である。	安塚、板倉	<ul style="list-style-type: none"> 「様式等」 <ul style="list-style-type: none"> ・提案書等の作成に当たり、事務所による支援を行っている
・本事業の周知を強化する必要がある。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、	

	牧、柿崎、大潟、吉川、三和	・公金を扱う上では必要最小限としている ・一方で、見直しを求める理由は、次のとおりです。 「周知手段」 ・(提案団体の固定化等を背景に) 更なる工夫が必要 「様式等」 ・提案団体による事務の負担軽減や利便性向上 ・以上のことから、周知手段や様式等については、課題認識の真因や具体的な対応策、留意すべきポイント等の改善を加える事項・内容を市で研究・協議を重ね、具体的な改善点について、個々の課題認識に基づき見直しを行います。
・様式及び手順の簡素化が必要である。 ・様式の簡素化が必要である。 ・提案者の利便性向上を図るため、電子メールでの提出も認めることが必要である。	吉川、中郷、三和 高田、金谷、三郷、和田、津有 新道、春日、諏訪、津有、高士	・検証結果(意見)の趣旨は市も理解しており、各区における採択方針や審査・採択の検討・決定過程において実現されるものと考えています。 ・市では、各区において同様の考え方が浸透されるよう、取組を検討したいと考えています。
・予算消化に走らないような制度設計とすることが必要である。	新道、春日、諏訪、津有、高士	・貴区の取組が他区でも取り込まれるなど、区を超えて広がりを持てるよう、市では情報提供や地域への働きかけについて検討したいと考えています。 ・また、新規事業の提案を促す取組については、周知・募集の方法に限らず、採択基準や審査基準の見直し等と複合的に実施していくことで、更に効果的になるものと考えています。
・区独自に提案事業に係る新規提出の促進に取り組んでいる。	大島	

(3) 追加募集(検証の主旨の類型化: 4項目)

過去の課題認識等	・複数回にわたる追加募集は、地域協議会の負担が大きく、提案事業の実施期間についても課題がある場合が生じることが懸念される。その一方で、提案数は少なく、費用対効果も低いため、事務の簡素化・効率化を図る必要がある。このため、事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。【H27 地協、旧中頸・頸南】
現状	・直近3年間の追加募集実施状況は次のとおり H27: 2次募集まで15区、3次募集まで5区(柿崎、頸城、吉川、板倉、三和) H28: 2次募集まで13区、3次募集まで2区(三和、名立) H29: 2次募集まで13区、3次募集まで2区(清里、三和)

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・追加募集実施の判断は、現状どおり、各地域協議会に委ねることが適當である。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、名立	・市では、全市的には、追加募集の採択案件は備品の購入等が多く、新たにソフト事業を行う事例が3割強(H29実績で16件/46件)と低迷している実態があることや、地域活動支援事業の開始後9年を経過し、市政モニターアンケート(H28.11実施)では当事業を認識している人の割合が53% (参考:「地域自治区」29.5%、「地域協議会」43.2%)となり、一定の浸透が図られていることを踏まえ、追加募集を継続する制度的な意義が低下していると考えています。
・追加募集は1回までが適當である。	直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、浦川原、牧、柿崎、大潟、吉川、中郷、板倉、清里	・したがって、地域の実情を踏まえた上で各地域協議会が検討・決定する必要がありますが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要があると考えています。また、実施の必要性が低下している場合においては、別項目であるよう(区への配分額の)予算消化と見なされることが無いよう、追加募集を行わない(廃止する)ことも考えられます。
・追加募集実施に当たっての統一基準が必要である。	春日、新道、高士、諏訪、大島、三和	
・追加募集は行うべきではない。	津有、頸城	

(4) 他部局職員の理解度

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の提案相談について、市担当課が地域のハード整備の相談に対し「市では実施できないが、本事業を活用できるかもしれない」と回答した旨を前置きして始める市民が複数いた。【H29職員、合併前上越市・旧西頸】 市が本来予算計上すべき性質の事業について、所管課が本事業を紹介し、相談団体に提案するように働きかけることがある。【H29職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 上記のような事案を認識した場合は、自治・地域振興課から担当課へ市民に誤解を与えることの無いよう説明に留意するよう申し入れを行っている。

※ 本項目については、地域活動支援制度の枠外にある性格であるため、別途考慮することとし、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

5 審査・採択

(1) 審査方法

① 審査態勢の共通化（検証の主旨の類型化：6項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 審査方法について団体から他区との取扱いの違いに対する不公平感があるため、基本形など、標準的な考え方は統一されるべき。【H26 職員、旧東頸】 基本審査、採択方針の審査は、審査基準が具体的でないため委員の判断にばらつきがあり、マニュアルでは「区の状況に応じ、実施しなくても可」となっているが、基本審査を明確に表現する。【H26 職員、旧中頸・頸南】
現状	<p>平成 29 年度の状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているかを各事務所が確認している。 →春日区、名立区 個人審査を実施していない。（点数化せず、挙手等で採択を決定） →有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区 プレゼンテーションやヒアリングを実施していない。 →高田区 提案者が委員であった場合でも「審査に参加（特に制限なし）」としている。 →15 の区 <p>※その他、具体的な審査方法は 28 区それぞれの方法により実施している。</p>

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現状どおり、各地域協議会で決定した審査・採択のルールにより行うことが適当である。	新道、春日、諏訪、津有、高士、柿崎、吉川、中郷、三和を除く 19 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> 審査の実施に当たり、地域協議会委員個人の私情や主觀が過度に入ることで審査の透明性・客觀性が失われることは問題ではありますが、統一的なルールで詳細まで規定することで誰が審査しても同じ結果とするのであれば、地域協議会の内部で合議により決定する意味合いが失われるものと考えます。
・全区で同じ審査基準や採点表を使うなど、標準的な考え方を全市で統一することが適当である。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> また、各区の、各地域協議会委員が提案事業を当該区の地域の実情を反映しながら審査・採択をすることができなくなることで、地域活動支援事業を通じて地域協議会が地域に向きあうインセンティブや地域の課題解決の手法の 1 つを失うことになるため、地域活動支援事業を行う意義が低下する懸念があります。
・採択回数、審査基準等の標準的なものは市で統一することが適当である。	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> したがって、市で一律に審査態勢を整えるのではなく、公費の使途を考える権限を委ねられた地域協議会と事務所が、地域において、より効果的な案件の採択と、その過程の透明性・客觀性の確保のバランスのとれた取組を、これまで以上に取り組むことが適当と考えます。
・基本的な審査方法は統一することが適当である。	吉川	
・基本審査の取扱いを統一することが適当である。	中郷	
・地域協議会委員の主觀や私情に左右されない統一的な採点方法にすることが適当である。	三和	

② 地域協議会内の認識共有（検証の主旨の類型化：8項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 採点項目に対する判断基準等について、各委員に浸透していない。【H27 地協、合併前上越市・旧西頸】 Q&A を各委員に配付しているが、事務局では詳細に一つ一つ説明することまではしていないこともあり、委員によっては採点基準が曖昧になり、個人的な見解が強く反映されるように感じる。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 審査前に全体協議を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →金谷区、直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区 ヒアリング時に委員間の意見交換を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →牧区 採択方針の協議と合わせて採点票の取扱いについても協議している。 <ul style="list-style-type: none"> →安塚区 提案事業の現地踏査を行った後、グループ協議を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →大島区 地域協議会委員による勉強会を開催している。 <ul style="list-style-type: none"> →大潟区、板倉区 採点基準のポイント事項を整理した資料を採点票と併せて配付している。 <ul style="list-style-type: none"> →中郷区 <p>※委員就任当初の平成 28 年度には、多くの区で地域活動支援事業審査初任者研修を実施した。</p>

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現状どおり、各区の実情に応じて対応することが適當である。	高田、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、安塚、浦川原、大島、牧、大潟、頸城、中郷、板倉、名立	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会内の認識共有については、地域協議会の主体性や当事業の経過を踏まえ、自発的に取り組むことが必要であり、必要に応じて事務所が支援を行うことが適當と考えます。
・事務所が今回の検証・検討の結果を十分に周知することで足り、制度化はなじまないと考える。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> 既に課題意識のある区においては、必要に応じて実施していることから、今後も同様の取扱いとします。
・全体討議の方法等について協議が必要と考える。	金谷	
・認識を共有する機会が任期中に 1 回以上必要。	金谷、三郷、和田	
・全委員が同一の評価基準で審査に臨み、評価できる体制が必要。	柿崎	
・統一的な審査が行われるよう周知、検討することが適當である。	三和	
・共通の認識を持つことによるマイナス面も考慮する必要がある。	安塚、吉川	
・委員の判断により差異が生じることは致し方ないと考える。	清里	

③ 提案団体・地域と委員の関係性（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 委員の中に提案団体の関係者がいる場合、市としての方針を示していただきたい。【H26 地協、旧東頸】 委員の中に提案団体の関係者がいる場合、審査は公正な立場で協議する必要があるため、発言や協議への参加に対して客観的なルールがあるべき。【H26 職員、旧東頸】 委員の関心が配分額を使いきることにあり、補助希望額が配分額に達していない場合は事務局から協議が必要な点等を伝えても、どうしても審査が甘くなってしまう。【H29 職員、旧東頸】 地域協議会委員も住民であるため、特に出身地域の提案に対して厳しく審査に臨むことができないように見受けられる。【H29 職員、旧東頸】
現状	<p>提案者（団体の代表者又は個人）が委員であった場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係する案件の審査に参加 15 の区 関係する案件の審査に不参加 13 の区

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
<ul style="list-style-type: none"> 提案団体と関わりの強い委員が、その事業の審査に関わるかの判断については、現状どおり、各地域協議会の裁量に委ねることが適当である。 全市的に共通するルールを設定することが適当である。 提案団体の関係者である委員は採点に加わらないものと整理することが適当である。 	<p>新道、春日、諏訪、津有、高士、牧、大島、柿崎、吉川、板倉を除く 18 地域自治区</p> <p>新道、春日、諏訪、津有、高士、牧、大島、柿崎、板倉</p> <p>吉川</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査には公平性や納得性が伴わなければならぬと考えますが、その事業の関係者が自らの案件に係る審査に加わることは、公平感や納得性の確保に支障がある懸念が拭えないものと理解しています。 このことは、審査に携わる地域協議会委員が存在しない団体や一般的な住民の視点において、地域活動支援事業の適正な運営・執行に対する疑念や不信につながりかねないことから、見直しが必要と考えられます。 一方、提案団体の構成員を兼ねる委員を全て審査から除外することは、地域で活動する団体に地域協議会委員が加入できなくなることを意味することとなり、地域協議会委員の地域での活動を制約することとなるため、適当ではありません。 また、地域協議会委員の役員に規制を限定した場合についても、役員の定義を明確にすることが必要ですが、団体ごとに役職の名称や責任・権限が異なることから、役員に対する規制に係る実効性を確保することに大きな課題が残ります。 このため、具体的な対応の一つとしては、提案団体の「代表者」である委員に限り、当該団体が提案した事業の審査に加わらないことも考えられます。

④ 審査手順の重層化

過去の課題認識等	・提案事業の一部について高額備品の整備や予算規模の膨らましなど本事業の趣旨に添わない傾向があるため、受付時には形式的審査に留めずに区の採択方針に合致しているか深く考察するとともに、予備受付、予備審査等を行うことが必要である。【H26 地協、旧東頸】
現状	・現状では、総合事務所で予備的な受付・審査等は行っていない。 ・受付前に提案団体から相談のある案件については、地域活動支援事業の趣旨や所管の地域協議会での議論等を踏まえ、丁寧な対応・助言に努めている。

※ 本項目については、予備的な審査等の反復よりも、個々の過程を丁寧に行う中で事務工程の複雑化を回避すべきものと考え、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(2) 採択方法

① 提案団体の自立化に向けた取組（検証の主旨の類型化：8項目）

過去の課題認識等	・同一団体の同一事業に係る提案・採択が毎回行われているため、自主財源の確保や補助率の段階的見直し、終期の設定などにより、団体の自立を促すような全市一律の取組が必要。【H26 職員、合併前上越市・旧西頸】【H27 職員、合併前上越市・旧西頸】 ・本事業の活用について、小さなグループも参加できるようになってほしいため、支援を3年以上受けている団体は、協議の上で何パーセントかの減額を考える。【H26 職員、旧東頸】 ・団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、毎年内容の変わらない提案と新規の提案で補助率等の差を付ける。【H26 職員、旧東頸】 ・毎年の補助により、自分たちだけで事業を行う体力・技術を失っていることや、本来的な活動（地道な活動）からイベント中心への事業展開の背伸び、過大な支出となっている懸念。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	・補助率を2回目以降90%、80%と減額し、補助金の上限を100万円と規定している。（柿崎区） ・過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について十分確認・審査し、採択の可否を判断する。（板倉区） ※現状、団体の自立化に向けて独自に対応している区はほとんどない

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・一律に自立化を促すのは困難であるため、現状どおりの取扱いが適当である。	高士、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、浦川原、牧、中郷、清里、三和	・現在、複数年度目の採択時における補助率と、新規案件の補助率に違いを設けて、新規案件の創出に向けた取組を行っている区は柿崎区のみの状況です。
・自立化の促進に当たり、年制限の設定は不要と考える。	名立	・地域活動支援事業の予算に限りがある中で、地域の様々な課題を解消するためには、本来は提案事業が次々と新たに行われ、多くの住民による主体的な取組が促されることが望ましいものと考えます。
・提案団体の自立化に向けた取組は必要と考える。	高田、金谷、三郷、和田、安塚、大島、頸城、板倉	・一方、地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業となっています。
・全市の制度として、補助期間の設定が必要。	新道、春日、諏訪、津有	
・複数年の提案事業への減	柿崎	

額等の対応が必要と考える。		・このため、地域活動支援事業の趣旨に照らし、新規事業の提案が更に行われるよう、制度・仕組みとして住民から活用される環境を整える必要が生じています。 ・なお、地域の活性化に資するものである等、長年採択され続けるための公益性が地域において認められる案件については、引き続き一定の公的関与を残す有効性も考慮することから、一定年数の継続を以って不採択とすることは、市では考えていません。（地域の実情に応じて、各地域協議会で判断する事項と考えます。） ・上のことを踏まえて、具体的な対応の一つとしては、市では、次のとおり補助率を整理することも考えられます。 『補助率の上限設定』
・全市統一の事業提案回数の上限を設けることが必要と考える。	柿崎	
・各区の実情に応じて、回数制限や、補助率を設定することが適当である。	大潟	
・補助率を下げるのではなく、採択の優先度を低くする仕組みを整えることが適当である。	吉川	

② 採択に係る考え方の共通化（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	・採点結果の上位事業から採択を決定するよう共通審査基準を見直しする。【H26 地協、旧東頸】 ・補助金交付額の調整方法について、基礎的な考え方だけでも客観的な統一基準を設けるべきである。【H26 職員、旧東頸】
現状	・採点結果の重要視の度合いは区によって違いはあるが、基本的には点数の高い事業を優先して採択している。また、提案額が配分額を超過した場合の対応方法も各区それぞれ異なるが、委員間の協議によって金額を調整することが基本となっている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現状どおりが適当である。	新道、春日、諏訪、津有、高士、柿崎以外の 22 地域自治区	・現状において、「点数が高い事業が優先」「金額の調整が必要な場合は委員間で協議」というように、本質的な部分では既に全ての区で共通の考え方に基づき審査が行われていますので、新たな基準
・(部分的に)全市統一の制	新道、春日、諏訪、	

度を設定することが必要と考える。	津有、高士	の設定は必要ないと考えます。
・補助金交付額の調整方法について、全市統一のルールを設定することが必要と考える。	柿崎	

(3) 個別的懸案事項

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等では将来像を持っていないため場当たり的な提案になっているものと考えていることから、採択に当たり町内会・地域の将来像を描くための提案を優先するとともに、計画実現に必要な経費を別枠として確保する。【H26 職員、旧東頸】 提案の団体・事業に偏りがあり、もっと広く提案していただけるような方策が必要であるため、区全体としての事業を優先的に考慮する。【H26 職員、旧中頸・頸南】 採択に当たり、補助額の合計が配分額を超えた場合における取扱いの内規を平成29年度に定めたが、これまで適用する状況になかったため、実際に適用するような状況が生じた時の調整方法に懸念がある。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、採択方針に反映することで解決できる性格の事案については、各区の実情に応じて対応している。 各地域協議会・各事務所で判断に迷う事案のうち、自治・地域振興課に相談のあった案件については、地域活動支援事業の趣旨や制度運営の実績などに基づき必要な助言を行っている。

※ 本項目については、各地域協議会・各事務所において解決策を検討（必要に応じて自治・地域振興課が支援）することが主となるため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(3) 複数区提案（検証の主旨の類型化：3項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 複数区（〇〇中学校区）に渡る事業提案があり、提案書には「希望額から補助額が減額となった場合でも事業実施を行う」という文言の記載があるが、どこかの区が減額もしくは不採択とした場合に、減額した区の子どもに不利益を被ることがあるのではないかとの懸念があった。【H29 職員、合併前上越市・旧西頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 現状では提案に要する条件付けはなく、各区で審査採択を実施している。一部の案件では、区間で採択・不採択の結果が分かれることがあるが、募集要項での明示や受付時の説明により、そのことで提案団体や市民等からの苦情は生じていない。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・現在の取扱いが適当である。	清里以外の 27 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> 制度変更を求める内容の理由については、本事業の想定する地域の概念に沿わないことを旨とするものですが、具体的な案件の性質に応じて個々の地域協議会で採択の判断を行うことが適当と考えます。
・基本的な考え方として、複数区に渡る事業提案は、本事業の目的における「身近な地域」に沿わないで認めるべきではないと考える。	清里	<ul style="list-style-type: none"> また、過去の課題意識にあった提案案件への審査結果による不利益の懸念については、現在は生じていないため、当該課題意識は解消したものと考えています。

		す。 ・以上のことを踏まえて、現状維持とします。
・必要に応じて、事務局が各区への按分根拠等を確認する必要がある。	高土、安塚	・現状どおり、事務所が提案団体に必要な聞き取り・指導を行い、他事務所と情報を共有しながら対応するものとします。

(4) 採択事業の内容変更（検証の主旨の類型化：4項目）

過去の課題認識等	・採択の結果、希望額よりも少額の補助額決定となった場合、提案団体は提案を見直しして補助の本申請をすることができるが、審査時と異なる内容で提案事業を実施することには違和感がある。また、このルールを悪用する懸念もあるため、提案内容を変更する場合は変更後の内容の妥当性を地域協議会と市が確認することを統一のルールとして定める必要がある。【H26 地協、旧東頃】
現状	<p>○変更承認申請が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の変更(補助対象事業の総事業費の概ね30%を超える増減を行う場合) ・事業の内容の変更(事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合) ・補助金の交付時期等の変更を希望する場合 ・補助対象事業を中止し、又は廃止する場合 ・完了日が申請時の事業完了予定日を大幅に過ぎる場合 <p>○変更申請を行う場合の地域協議会の関わり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更承認申請の承認の決定は、書類、聞き取り等により、補助事業者に十分に確認した上で事務所が行うこととし、地域協議会へは、事後に報告を行う。 ・事業内容が採択された時点と大幅に変更され、事業の目的達成・効果等に影響があると考えられる場合は、変更承認の決定を行う前に、事務所は地域協議会に協議を行う。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・運用マニュアルに基づき対応することとし、現状どおりとする。	大島、板倉、清里以外の25地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな統一ルール設定が必要」という4区の意見については、検討の結果、以下の点から課題があると考えました。 ・したがって、現行の運用マニュアルの規定に基づいた対応が適当であると考え、現状どおりとします。
・事業内容が申請時と異なる場合は、改めて、地域協議会において審議することが適当である。	大島	<p>①事業内容が申請時と異なる場合は、改めて、地域協議会において審議すべき(大島)</p> <p>→軽微な変更があった都度、地域協議会を開催することを全ての区で実施することは困難であり、現実的ではないと考えます。例えば、イベント等の事業で日程がすぐに迫っている場合は、物理的に地域協議会を開催できないケースも想定されるところです。</p>
・事業の内容や補助金額を変更して採択した場合に、提案団体による修正内容について委員から承認を得る方法を全市でルール化することが適当である。	浦川原、板倉	<p>②事業の内容や補助金額を変更して採択した場合に、修正内容について委員から承認を得る方法について、全市でルール化すべき(浦川原、板倉)</p> <p>→運用マニュアル「変更申請を行う場合</p>
・採択の結果、希望額よりも少額の補助額となつた場合については、内容の変更を認めないことが適当である。	清里	

		<p>の地域協議会の関わり方」で一般的なルールは既に定めているところです。更に細かなルールを定めることは、地域や提案事業の実情・状況等を踏まえた対応が困難になることが予見されるため、地域活動支援事業の目的からは適当ではないと考えます。</p> <p>③採択の結果、希望額よりも少額の補助額となった場合については、内容の変更を認めない（清里）</p> <p>→減額分を自主財源で負担しきれないような団体もあり、全く変更を認めないことによる新たな問題の発生も想定する必要があります。減額と判断した時に、地域協議会が想定した事業の効果に影響がなければ、事業計画の変更もあり得るものと考えます。</p>
--	--	---

(5) 情報共有

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 追加募集の結果、配分額を上回る補助希望額があったため、補助額の決定に苦慮したことから、審査方法や問題点などを次年度の参考とするべく担当職員の意見交換会を実施してほしい。【H27 職員、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 事務所等が情報提供を求めた場合にあっては、自治・地域振興課で保有している情報の提供に努めている。 地域協議会業務に係る担当者研修会を毎年行っており、地域活動支援事業に係る事案についても、必要に応じて意見交換等を行う仕組みを整えている。

※ 本項目については、事務所の情報収集力強化の観点であり、庁内事務（担当職員の研修・意見交換のあり方）の見直しに係るものであるため、別途整理することとし、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

(6) 効率化

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 審査・採択にかける時間が多く、地域協議会で地域課題や市への提案に向けた協議の時間が取れないため、事務の合理化を進める。【H26 地協、旧頸北】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 各地域協議会・各事務所はともに審査・採択に係る手順の見直しを主体的に進め、極力、自主的審議事項の審議時間の確保に影響が及ばないよう、運営の工夫に取り組んでいる。

※ 本項目については、審査方法及び採択方法の効率化を通じて解決するものであり、項目を独立して取り扱わないこととするため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

6 評価

(1) 個別案件の事後評価（検証の主旨の類型化：9項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> 協議会として事業の実績評価を行う必要がある。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】【H26 地協、旧頸北】【H26 地協、旧中頸・頸南】 本人評価による報告のみであるため、事後のプレゼンを義務化すること等により、他者（地域協議会委員）による達成度の評価が必要ではないか。【H26 職員、旧中頸・頸南】 散策コースの整備や環境整備・景観づくり等の施設整備を目的としたハード事業そのものは定量的な評価が難しいため、利用者数など整備後の活用状況などで定量的な評価を行う。【H26 職員、旧中頸・頸南】 実績報告があった事業について委員がアフターフォローとして事業確認しているが、事業実施から数年経過した案件を対象に、備品などの活用状況や不適切な事案があった場合の対処方法などを検討する必要がある。【H29 職員、旧中頸・頸南】
現状	<ul style="list-style-type: none"> 制度的な全市共通の取組として、実績報告時に、補助対象団体は自己申告として評価結果をまとめ、市に報告するよう様式を整備し、運用している。 このほか、区の実情に応じて、事務所から地域協議会への報告や事務所・地域協議会委員による個別の状況把握、区内開催の地域活動支援事業活用団体による成果発表会に合わせた事後評価を行っている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・各区の実情を踏まえた現行の取扱いが適当である。	金谷、三郷、和田、安塚、大島、柿崎、吉川、中郷、板倉を除く 19 地域自治区	<ul style="list-style-type: none"> 事業の適正実施については、事務所が提案団体から文書報告を受けるため、必要に応じて聴き取りや現場確認を行うことを優先するものと考えます。
・地域協議会による検証は有効であるため、実施する。	安塚、浦川原、柿崎、中郷、板倉	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会が検証する観点としては、事務所が担うべき事務の適正執行よりも、地域協議会の本旨に基づき、地域活動支援事業により提案事業を支援した成果について、住民の視点・感覚により地域課題の解消や活性化にどの程度貢献したか把握する観点で臨むことが望ましいと考えます。
・地域協議会委員の共通認識を図るため、必要に応じて意見交換会を行う。	金谷、三郷、和田	<ul style="list-style-type: none"> このため、区の実情に応じて対応することが適当と考えます。
・地域協議会で事業評価を行う場合は、全市的なルールとして位置付けることが必要と考える。	吉川	<ul style="list-style-type: none"> なお、実施に当たっては、提案団体への実務負担上の配慮も必要と考えます。
・地域住民を対象とした事業発表や成果報告会を全区で開催することが適当である。	大島	
・評価を行うためには適切な目標設定が必要となるが、目標の設定により、提案団体や地域協議会の活動に悪影響が生じないよう配慮しなければならないため、制度・運用上の検討が必要と考える。	吉川	

・評価に当たっては、定量的な評価よりも実施前後の比較で把握できる程度でよいと考える。	名立	
・実績評価を行う場合は、委員業務の負担軽減や具体的な対応基準の整理が必要と考える。	清里	
・備品については、耐用年数分の状況把握が必要と考える。	新道、春日、諏訪、津有、高士、牧、大潟、三和	・取組の実効性や提案団体・市の実務負担の観点等から、多面的に検討する必要がありますので、取扱いを市で検討します。

7 その他

(1) 本事業に係る環境整備（検証の主旨の類型化：16項目）

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・内容等が固定化しており、真新しさが感じられないため、市で新たな提案団体・提案事業の掘り起こしや、新たな団体結成の後押しを行う。【H26 職員、旧中頸・頸南】 ・提案団体や事業が各団体・地域に偏りがあるため、もっと広く提案していただけるような方策が必要なため、福祉・教育・環境・地域おこし・観光等のまちづくり活動への勉強会を開催し、住民の意識の向上を図る。【H26 職員、旧中頸・頸南】 ・提案団体が固定化され内容の変わらない事業提案が多く、新規の団体や事業提案が少ないため、市で提案書の作成を代行する団体（まちづくり振興会等）を育成する。【H26 地協、旧頸北】【H26 職員、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の周知以外の取組としては、一部の区で実施している活用団体に係る成果発表会の開催や、地域協議会で行う地域の住民・団体等との意見交換会等の場で、地域住民等への働きかけを行っている。 ・一方、H30.1月の市民の声アンケートでは前回よりも地域活動・市民活動に参画する市民の割合が低下している。特に男性よりも女性、30代～70代よりも20代以下が低水準となっている。 ・市は、提案団体から様式作成に当たり、必要に応じた相談対応や作成支援を行っている。

事務所による検証の主旨	該当する地域自治区	市の案・見解
・新規案件の掘り起しに向けた取組が必要と考える。	金谷、三郷、和田、直江津、有田、八千浦、保倉、北諏訪、谷浜・桑取、浦川原、中郷、清里、三和	(新規案件の掘り起し関係) ・新規案件の掘り起し関係については、13の区で課題意識がありました。
・小さい取組、細かな活動を支援するため有志等への働きかけを進めたい。	安塚	・過去の課題意識とも合致しており、課題認識は現在も継続しているものと考えます。
・提案団体の固定化自体は問題ないと考える。	大島、大潟、板倉、名立	・地域活動支援事業における新規事業の全事業における割合は、近年は3割前後で推移しており、残る7割前後が複数年度に渡る採択事業となっていること、及び、直近の市民の声アンケートの結果を踏まえ、既存団体の活性化とともに、新規(団体による)活動の促進が重要と考えられることから、必要に応じて、本事業の周知の取組に反映します。
・必要な体制整備を既に行っているため、現状を維持する。	高田	・なお、回数制限については、別項(5-(2)-①提案団体の自立化に向けた取組の項(P23～))で整理します。
・書類作成の支援は、今後も必要である。	安塚、浦川原、清里	(書類作成支援関係) ・支援を積極的に認める検証結果は4区ありますが、懸念する検証内容も3区ありました。
・提案団体の固定化の一方、当事業の未活用団体も地域には存在している。文書作成の煩雑性を緩和するため、住民組織による提案書作成代行も考えられる。	柿崎	・新規の提案促進のために支援することは一定の意義はありますが、団体が主体性を損なうような支援の在り方には課題がありますので、団体の在り様に応じ
・提案書作成代行は、提案団体の主体性を損ねてしまうおそれがある。	牧	
・住民組織による書類代行作成よりも、地域協議会委員が提案案件に関わることが重要である。	大島	

・提案書作成代行を行っても、新規団体等の増は見込まれない。	大潟	た支援の在り方について、相手方の実情を踏まえた対応を行うことが適當と考えます。
・提案団体に対する採択回数の制限は、地域の活性化に向けた活動支援という本事業の本来の目的と相反すると考える。	板倉	
・既存団体の一部には、完全に自立していないと思われる団体もあるため、継続的な提案(支援)が必要な場合がある。	頬城	
・地域活動支援事業の趣旨は地域活動（ソフト活動）の活性化にあるが、地域のニーズは地域におけるハード面の整備にあるため、すれ違いが生じている。	吉川	<ul style="list-style-type: none"> 事業の趣旨と地域の認識に不整合があることは承知しています。先ずは事業の趣旨が地域に浸透するよう、住民の理解を図りつつ、事業を推進することが必要と考えます。 ハード整備については、ソフト事業よりも一般的には地域に与える影響が長期、かつ大きく、費用も高額となる傾向があります。このため、ハード事業の必要性や求められる仕様の精査が、今よりも更に審査・採択を行う地域協議会に求められるものと考えます。
・地域協議会での自主審議時間をさらに確保するためには、住民組織への補助金の交付や地域協議会とは別の機関による審査採択の実施など、制度的な見直しが必要である。	中郷	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会での自主審議時間への影響については、複数の区において課題に広がりが生じている状況ではないと考えます。 したがって、現状では審査方法の精査・簡素化や審査要員の少人数化等、区の運用により解決を図ることが適當と考えます。 地域活動支援事業で期待する効果である地域協議会が地域に向き合うためのきっかけづくり等の観点から、現在、地域協議会が本事業との関わりを薄めるような制度的な見直しを行う予定はありません。
・団体の育成を視野に制度的な（一律の）対応を取ることは適當ではない。	新道、春日、諏訪、津有、高士	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援事業は、団体の事業実施のきっかけづくりに留まらず、その後の団体の育成に影響が及ぶものと考えています。 団体の育成には、様々な要素があり、多くの時間を要することも想定していますが、地域活動支援事業がその一助となるよう制度運用することが求められているものと考えます。

<ul style="list-style-type: none"> ・所管課の意見について は、法的側面等によるもの のほか、提案内容を充実するための助言的要素を加えていただきたい。 	大島	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を充実するための要素を対象に区として助言を受けたいと考える場合は、区のルールとして意思決定した上で、意見を求めることが必要と考えます。 ・基本的には、提案団体からその旨の希望があった場合は、必要に応じて提案団体が直接、又は事務所が間に入って所管課に相談することが必要であり、制度として所管課に一律的に求める意見については、要素を複雑にしないことで制度・仕組みを適切に運用していくことが適当と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちの郷土愛を育むことにも審査の視点を置き、将来に向けて本事業の取組（有効性）をつなげていく必要がある。 	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって、何が課題で、どのような事業が必要かということについて、 ①地域協議会の中で議論をして、 ②その結果を採択方針の中に盛り込み、 ③地域にとって必要な事業提案を促すこの一連のサイクルを意識しながら、事務所として対応することが望ましいと考えています。 <p>※「区や地域をこれからどうしたいのか」という思いが委員には明確にあるということでしたので、その思いを提案募集の際に地域に発信することが大切と考えます。</p>

(2) 事務処理の簡素化

過去の課題認識等	<ul style="list-style-type: none"> ・公金を支出することから提出書類の内容は明確にすべきであるが、提案者が簡単に記入できる事務処理の簡素化が必要ではないか。【H26 地協、合併前上越市・旧西頸】×2 ・いろいろな団体から気軽に応募できるよう、様式を簡素化する。【H26 地協、旧頸北】 ・少人数の団体などでは、提出書類の作成が難しい場合があるため、簡略化してほしい。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・提案書の記入が難しそぎとの指摘があるが、まちづくりや地域の活性化に対する考え方・論点で書けば、決して難しくないと考えており、行政からのアドバイスについても適時行われていると認識している。【H26 地協、旧中頸・頸南】 ・数多くの団体から提案が提出されるよう、事例の公表や手続きの簡素化等、環境づくりが必要。【H26 地協、旧東頸】
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・Q & Aや記載例の見直しは毎年、定期的に改正が必要な事項の対応を行っている。また、提案団体から提案文書の作成に当たり、助言や指導が求められた場合にあっては、事務所は、提案団体の主体性を尊重しながら必要な助言等を行っている。

※ 本項目については、実質的に「事務局の役割」等の中で具体化する内容であるため、項目を独立して取り扱わないこととするため、自治・地域振興課では見直し項目の対象外としています。

平成 31 年度地域活動支援事業案の概要

※予算額 1 億 8000 万円や区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項や運用上整理している事項については、今回、別紙資料「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等」で新たな見解を示した内容及び様式内容の見直し等軽微な内容を除き、平成 30 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、平成 31 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い	5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
3 今後の主なスケジュール	
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんのが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割 1億2,600万円 (450万円×28区) + 人口割 5,400万円

均等割7：人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付（たより・説明会・個別相談）
4月1日～	事業の募集開始（募集期間は地域自治区により異なる）
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く）

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんのが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・公序良俗に反する事業
 - ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
 - ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。
ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・会議の時のお茶代・菓子代
 - ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

＜共通審査の項目と視点＞

審査項目	審査の視点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることが可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

平成 31 年度地域活動支援事業三和区採択方針検討資料

<基本的な考え方>

- ・市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、それを市制に反映させる仕組みとして地域自治区制度を設けていることを踏まえ、市が直接的に一定の基準に整理することは行わない。
- ・地域協議会が、状況認識や展望をもって地域の課題の解決や活力の向上に向け取り組むため、採択方針等を検討し審査・採択を行う。

<各区に共通する課題>

- ①提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的適正化の促進について
- ②事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業の取り扱いについて
- ③地域の課題解決や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業の取り扱いについて
- ④各区に共通する課題の「地域自治を担う人材の養成・確保」及び、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」の推進について。

項目	平成 30 年度	課題解決に向けた考え方の一例 (○: 案 ●: 見解)	三和区の検討事項	平成 31 年度												
募集期間	4月2日から4月20日 (土、日曜日を除く)		・募集期間の検討													
採択方針	5項目	<p>○地域で明らかに課題となっている事項（地域課題の解消を急ぐ事業）をわかりやすく表現（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区に共通する課題の「地域自治を担う人材の養成・確保」及び、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」を設定または、既存文書に趣旨を反映する等 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先して採択する事業の見直し 	理由												
補助率 限度額等	<p>10/10 以内</p> <p>事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行うことができる。（原則は 100% 補助）</p>	<p>○区内の地域課題の解消に有効的に取組むことができるよう、異なる補助率を設定する。</p> <p>○提案団体の自立や事業量の自律的適正化に向け補助率の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体が自らの事業意図や事業運営能力に見合った事業提案を行うことが望まれる。 ・提案団体の自律的な事業規模の見極めや財政面での運営自立化に向けた取り組みが必要。 <p>○同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体が新たな事業を創出する誘因とする。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>採択 1・2 年目</th> <th>採択 3・4 年目</th> <th>採択 5 年目以降</th> </tr> <tr> <td>○○の観点に基づく事業</td> <td>9/10 以下</td> <td>8/10 以下</td> <td>7/10 以下</td> </tr> <tr> <td>■■の観点に基づく事業</td> <td>2/3 以下</td> <td>2/3 以下</td> <td>1/2 以下</td> </tr> </table> <p>○修繕費、工事請負費、備品購入費の計が補助対象経費の 1/2 以内とする。</p>		採択 1・2 年目	採択 3・4 年目	採択 5 年目以降	○○の観点に基づく事業	9/10 以下	8/10 以下	7/10 以下	■■の観点に基づく事業	2/3 以下	2/3 以下	1/2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・重点課題の解決に向けた事業や提案団体の自立等の促進のため、補助率を検討 	理由
	採択 1・2 年目	採択 3・4 年目	採択 5 年目以降													
○○の観点に基づく事業	9/10 以下	8/10 以下	7/10 以下													
■■の観点に基づく事業	2/3 以下	2/3 以下	1/2 以下													
傾斜配分	なし	同上														
提案件数の制限	制限しない	同上														
上限	150 万円			〔 理由 〕												
下限	1 万円			〔 理由 〕												
ヒアリング・ プレゼンテーション	プレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する。また、必要に応じて現地確認を行うことができる。			〔 理由 〕												
説明	ヒアリング時に提案者が説明 必要に応じて事務局の補足説明			〔 理由 〕												

項目	平成 30 年度	課題解決に向けた考え方の一例 (○: 案 ●: 見解)	三和区の検討事項	平成 31 年度
審査方法	協議 委員全員による協議			理由 []
	採点 採点票により委員個々に採点		・欠席委員の取り扱い（事前に採点票を事務局へ提出することで審査に加わることができる等）	理由 []
	利害関係者 提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外。提案事業に関わっている場合は委員の自主判断とする。	○提案団体と委員の関係性を整理し各区で検討する。	・現行の取り扱いを精査する。	理由 []
	採点内容 基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準（5項目）			理由 []
	その他特記事項	—	・審査を行った地域協議会の責任において採択・不採択結果を団体へ通知するにあたり、1点または2点をつけた場合は必ず理由を記入する。 ・記入の無い採点票は、無効とする。	理由 []
	補助対象外 防犯灯等の LED 化、防災器具	○事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業（町内会、住民組織を除く） ・補助金を交付することが幅広く住民に及ぶことが望ましい。 ・限られた住民で構成し、日常的な活動費や本来、参加者の会費により負担していたような経費（活動のための会場借り上げ料や燃料費、グッズやユニフォーム等の購入） ・限られた住民にのみ成果が及ぶ事業の採択にあたっては、「地域住民の生活や地域課題の解決に真に必要と考えられる事業」等優先事業に限ることが望ましい。 ○地域の課題解決や活力向上に向けて自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業 ・地域で活動する団体の事業を支援するものとして、「補助の補助」となるような金銭の給付による間接補助は認めない。（地域の課題解消に真に寄与し、物品に係る活動計画が整理されているなど責任の所在が明確なものに限ることは可能） ●各区で取り扱いを検討するが、市類似補助事業に係る資料を提供する。 ●「市で行う事業」の具体例等明記するなど、区の間で差が生じないようにする。	・対象外とする事業の検討 ・LED 化の補助は、3 年間延長され、平成 34 年度末までの予定。 ・防災器具の補助は、平成 31 年度をもって廃止される予定。	理由 []
採択ライン（下限点数）の設定	13 点			理由 []
採択事業の決定	ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。			理由 []
追加募集	残額が配分額の 5% を目安とする。	○追加募集の廃止 ・全体的に追加募集は備品の購入等が多く、予算消化とみなされる事業が多い。 ・地域の実状を踏まえた上で、理由を明らかにし追加募集の可否を検討する。	・予算消化とみなされないために追加募集の回数等を検討	理由 []
その他	5 万円以上の経費は、2 社からの見積書を添付する。			理由 []
	—	●市で備品の管理・活用状況の把握について取り扱いを検討する。 ●周知手段や様式について見直しを行う。	—	—